

# 第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月  
矢 巾 町

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の背景及び目的 .....	1
2. 計画の対象 .....	1
3. 計画の期間 .....	2
4. 計画の位置づけ .....	2
(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画 .....	2
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画 .....	2
(3) 関連計画に配慮した計画 .....	3
5. 計画の策定体制 .....	3
第2章 子どもを取り巻く現状 .....	4
1. 人口と世帯の動向 .....	4
(1) 人口構成比の推移 .....	4
(2) 世帯構成別世帯数の推移 .....	5
2. 年少人口の動向 .....	6
(1) 出生の推移 .....	6
(2) 児童人口の推移 .....	7
3. 女性の就業人口の動向 .....	8
(1) 就業構造 .....	8
(2) 女性の就業者数 .....	8
(3) 女性の年齢別就業率 .....	9
4. 子育て環境の現状 .....	10
(1) 保育の状況 .....	10
(2) 地域における子育て支援の状況 .....	12
(3) 学校教育の状況 .....	15
(4) 母子保健事業の状況 .....	17
(5) 小児医療及び産婦人科医療等 .....	20
(6) 母子の福祉（母子・父子福祉、児童福祉） .....	22
5. 児童数の推計 .....	23
6. ニーズ調査結果の概要 .....	24
(1) 調査の目的 .....	24
(2) 調査の設計 .....	24
(3) 調査の実施方法と配布・回収状況 .....	25
(4) 調査結果の見方について .....	25
(5) 調査結果 .....	26
第3章 計画の基本的考え方 .....	34
1. 基本理念 .....	34

2. 計画の基本的視点 .....	34
3. 基本目標 .....	35
(1) 安心して子どもを産み、育てることができるまち .....	35
(2) 子どもたちが健やかにのびのびと育つまち .....	35
(3) 子どもと子育て家庭を温かく支え、見守るまち .....	35
4. 施策体系 .....	36
第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 .....	37
1. 教育・保育提供区域 .....	37
(1) 教育・保育提供区域とは .....	37
(2) 教育・保育提供区域の設定 .....	37
2. 幼児期の学校教育・保育 .....	37
(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み .....	37
(2) 提供体制の確保、内容、実施時期 .....	38
3. 地域子ども・子育て支援事業（量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期） .....	41
(1) 利用者支援事業 .....	42
(2) 地域子育て支援拠点事業 .....	42
(3) 乳児家庭全戸訪問事業 .....	43
(4) 養育支援訪問事業 .....	43
(5) 子育て短期支援事業 .....	44
(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） .....	44
(7) 一時預かり事業 .....	45
(8) 時間外保育事業 .....	46
(9) 病児・病後児保育事業 .....	46
(10) 放課後児童健全育成事業 .....	47
(11) 低所得者に対する実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	48
(12) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 .....	48
(13) 子どもを守る地域ネットワーク強化事業 .....	48
4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容 .....	49
(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方 .....	49
(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の町が行う必要な支援 .....	49
(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及び推進方策 .....	49
(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進方策 .....	49
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	50
(1) 公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法についての検討 .....	50
(2) 県との連携の方策 .....	50

第5章 分野別施策の推進.....	51
1. 地域における子育て支援.....	51
(1) 地域における子育て支援サービスの充実.....	52
(2) 保育サービスの充実.....	52
2. 母性と乳幼児等の健康の確保と増進.....	53
(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策.....	53
(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実.....	55
(3) 小児医療の充実.....	55
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	56
(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備.....	56
(2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	57
4. 子育てを支援する生活環境の整備.....	58
(1) 良質な居住環境の整備.....	58
(2) 安全な道路交通環境の整備.....	58
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	59
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し.....	59
6. 子ども等の安全の確保.....	60
(1) 子どもの交通安全を確保する・犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	60
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進.....	61
(1) 児童虐待防止対策の充実.....	61
(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進.....	62
(3) 障がい児施策の充実等.....	62
第6章 計画の推進と進行管理.....	63
1. 計画の達成状況の点検・評価.....	63
2. 計画推進体制.....	63
資料編.....	64
(1) 矢巾町子ども・子育て会議.....	65

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景及び目的

わが国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成27年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.45と、平成24年の1.41より若干上昇しているものの、人口を維持するために必要な水準（2.07程度）を大きく下回っています。また、年少人口割合（国連推計）は世界全域で26.1%であるのに対し、日本は12.2%と世界的にみても少ない割合となっています。

一方、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等からの子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況が増えつつあります。また、企業経営を取り巻く環境は依然として厳しい中、共働き家庭の増加や長時間労働、非正規雇用の割合の高まりなど、仕事と子育てを両立させることが依然として困難な状況にあります。

そのような状況に対し、国は平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させました。平成27年度から本格的にスタートした子ども・子育て支援新制度は、この「子ども・子育て関連3法」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供」を主眼とし、幼児期の質の高い学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を、自治体（市町村）が実施主体となって総合的・計画的に推進することとしています。また、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市町村は5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することと義務づけられました。

それに伴い、子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえるとともに、多様にわたる子育て支援に関する取組や、子どもを犯罪や事故から守る仕組みを整備することによって、本町における子育て環境をより良いものとし、安心して子どもを産み育てられることを目的とし、本町では平成27年度「第1期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第1期計画は令和元年度が計画の終期であることから、この計画を引き継ぎ、また令和元年の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行（いわゆる「幼児教育・保育の無償化」）、「子育て安心プラン実施計画」及び「放課後子ども総合プラン」の内容と整合性を図るとともに、令和元年12月に施行された「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）」の理念を踏まえ第2期支援事業計画を策定します。

## 2. 計画の対象

本計画は、概ね18歳未満のすべての子どもとその家庭、保護者、行政、地域、事業者など子どもを支える地域全体を対象とします。

### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。令和 2（2020）年から始まる第 7 次矢巾町総合計画後期計画との整合性を図りながら施策の展開をします。

表 1ー総合計画と子ども・子育て支援事業計画期間

区分		H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	
総合計画	基本構想	第6次	第7次									
	前期基本計画		第7次									
	後期基本計画	第6次					第7次					
	前期実施計画		第7次									
	後期実施計画	第6次					第7次					
子ども・子育て支援事業計画		第1期				第2期						

### 4. 計画の位置づけ

#### （1）子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村行動計画として位置づけられます。国から示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本町が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に取組を推進するものです。

#### （2）次世代育成支援対策推進法に基づく計画

次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、令和 7 年 3 月まで 10 年間延長されています。

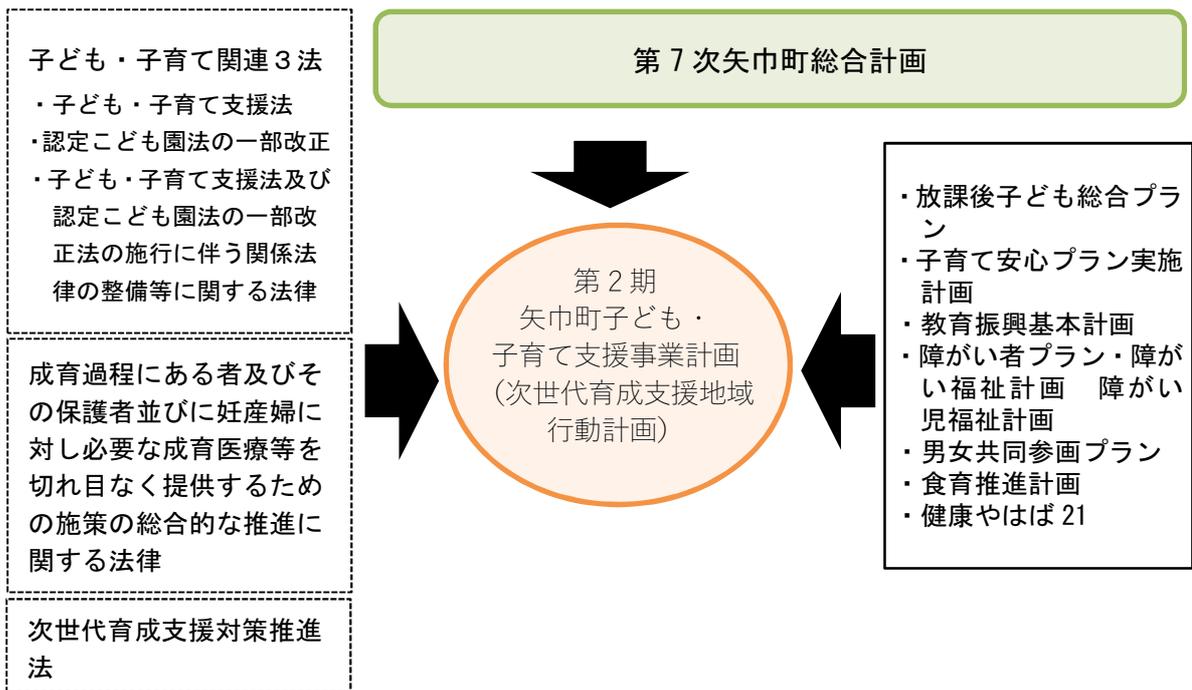
本町では、法律の有効期限の延長の趣旨を踏まえ、本計画を「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に規定される「市町村行動計画」の性格を持ち合わせるものとして位置付けます。

### (3) 関連計画に配慮した計画

本計画の策定にあたっては、第7次矢巾町総合計画や関連の分野別計画との整合を図り、総合計画に定められたSDGsの推進方針である国際目標のSDGsの要素を反映し「誰ひとり取り残さない」子ども子育て支援の実現を目指します。

また、「子育て安心プラン実施計画」、「放課後子ども総合プラン」、「教育振興基本計画」の内容も踏まえ一体的に策定しました。

図1-関連計画等との関係図



## 5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査による実態の把握に努め、就学前児童の保護者や小学生の保護者などの意見を踏まえて計画を策定しました。また、「矢巾町子ども・子育て会議」で計画案を審議し、意見を求めました。さらに、計画案の作成後において、パブリックコメントを広く募集するなど、開かれた計画策定体制で取り組みました。

〈参考〉「第7次矢巾町総合計画」

#### 【基本理念】

**希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば**

#### 【まちの将来像】

- ①ひとを豊かに育み見守るまち “将来を担うひとの創造”
- ②自然とひとが共生するまち “将来に誇れるまちの創成”
- ③持続的な力を蓄え活力あるまち “将来の活力につながるしごとの創出”
- ④みんなでつくる協働のまち “将来にわたり躍動する力の創出”

## 第2章 子どもを取り巻く現状

### 1. 人口と世帯の動向

#### (1) 人口構成比の推移

本町における人口は、2万7千人前後で推移しています。平成29年には27,911人まで増加しましたが、翌30年は27,839人と72人減少しています。

人口構成比については、0～14歳の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口は年々減少し続け、年少人口割合は平成30年には13%を下回り12.8%となっています。65歳以上の高齢者人口は年々増加を続け、平成30年には25%を超え、高齢者人口は年少人口のおよそ2倍となっています。

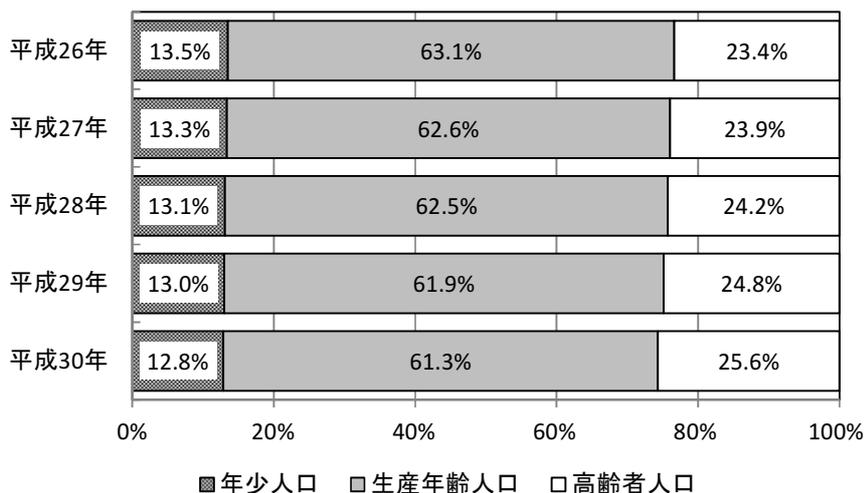
表2-人口構成比の推移

(単位：世帯、人)

年次	世帯数	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		高齢者人口 (65歳以上)		年齢不詳
			人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
平成26年	9,651	26,936	3,627	13.5%	16,986	63.1%	6,291	23.4%	32
平成27年	9,901	27,191	3,627	13.3%	17,026	62.6%	6,506	23.9%	32
平成28年	10,066	27,822	3,639	13.1%	17,376	62.5%	6,729	24.2%	78
平成29年	10,194	27,911	3,623	13.0%	17,287	61.9%	6,923	24.8%	78
平成30年	10,333	27,839	3,569	12.8%	17,059	61.3%	7,133	25.6%	78

資料：岩手県「岩手県毎月人口推計」(各年10月1日現在)

図2-人口構成比の推移



資料：岩手県「岩手県毎月人口推計」(各年10月1日現在)

## (2) 世帯構成別世帯数の推移

本町の一般世帯数は平成7年から平成27年の20年で57.2%増加し9,874世帯となっています。親族世帯の中では三世代世帯は減少していますが、核家族世帯とひとり親世帯が増加しています。特に核家族世帯は一般世帯の46.5%とほぼ半数を占めています。核家族世帯は平成7年から平成27年までに58.1%増加し4,589世帯、ひとり親世帯は85.4%増加して851世帯となっています。

一般世帯数は増加し、一般世帯人員は平成7年に22,498人でしたが平成27年は26,589人と増加しています。平均世帯人員は減少を続け、平成22年の調査では3人を割り2.97人となり、平成27年には2.69人となっています。

表3-世帯構成別世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
18歳未満の児童のいる世帯数	2,866	3,155	3,252	2,905	2,657
一般世帯数	6,281	7,576	8,365	8,830	9,874
親族世帯	5,220	6,262	6,816	6,903	7,139
核家族世帯(ひとり親以外)	2,903	3,697	4,052	4,209	4,589
ひとり親世帯	459	624	755	818	851
三世代世帯	1,650	1,603	1,604	1,444	1,232
その他	208	338	405	432	467
単独世帯	1,051	1,284	1,508	1,865	2,657
被親族世帯	10	30	41	62	77

資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※非親族世帯とは2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯のこと(「国勢調査」用語の解説より)。

表4-世帯数と世帯人員の推移 (単位：世帯、人)

	一般世帯数	一般世帯人員	平均世帯人員
平成7年	6,281	22,498	3.42
平成12年	7,575	24,735	3.26
平成17年	8,365	26,429	3.16
平成22年	8,830	26,192	2.97
平成27年	9,874	26,589	2.69

資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

## 2. 年少人口の動向

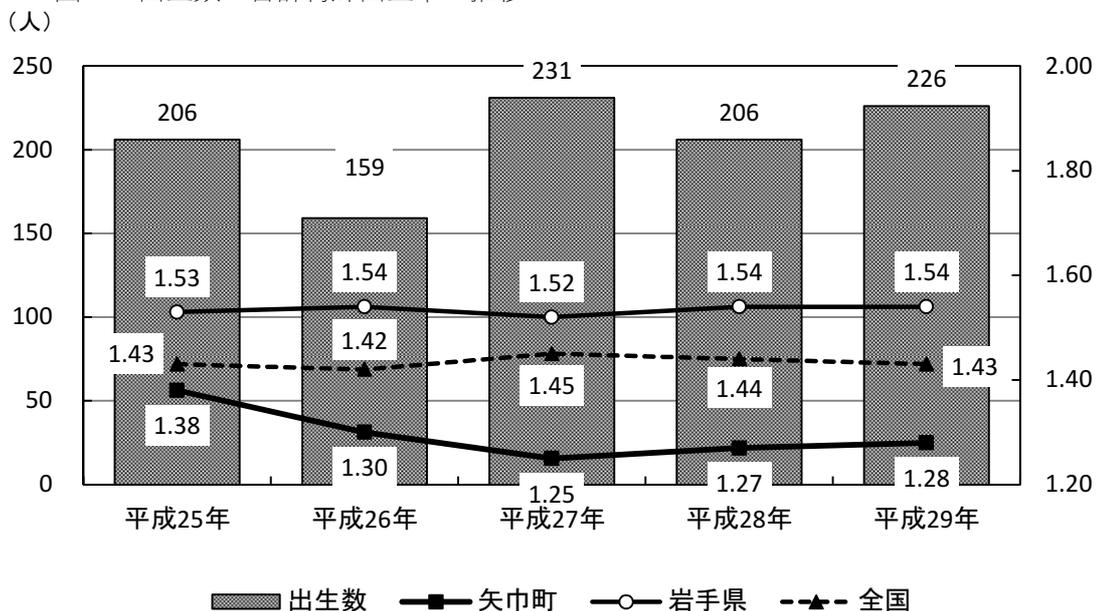
### (1) 出生の推移

本町の出生数は、平成26年には159人まで減少しましたが、平成29年には226人まで増加しています。

また、合計特殊出生率をみると、矢巾町は常に岩手県や全国に比べて下回っており1.28となっています。

平成29年の出生数226人を母親の出産年齢別に分けると、「30～34歳」が最も多く36.7%、次いで「25～29歳」が27.0%で、25歳から34歳で全体の63.7%を占めています。平成24年に比べると、35歳以降の割合が若干増加しています。

図3-出生数・合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態調査」、岩手県「岩手県保健福祉年報」（各年10月1日現在）

表5-母親の出産年齢別出生数

(単位：人)

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	計
平成24年	1	22	48	74	39	8	0	192
割合	0.5%	11.5%	25.0%	38.5%	20.3%	4.2%	0.0%	100.0%
平成29年	1	17	61	83	52	11	1	226
割合	0.4%	7.5%	27.0%	36.7%	23.0%	4.9%	0.4%	100.0%

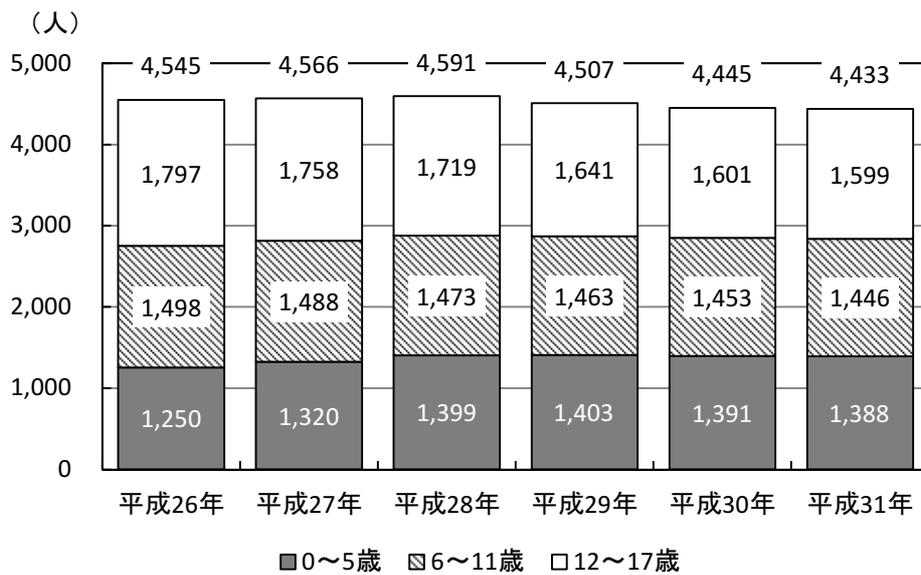
資料：岩手県「岩手県保健福祉年報」（各年10月1日現在）

## (2) 児童人口の推移

本町の児童人口（18歳未満人口）は、徐々に減少しており、平成31年では4,433人となっています。

平成27年から平成31年の5年間で児童人口は133人減少していますが、その内訳をみると、就学前児童層（0～5歳）は68人増加、小学校就学年齢層（6～11歳）が42人減少、中学高校就学年齢層（12～17歳）が159人減少と、中学高校就学年齢層の減少が著しいものとなっています。

図4-児童人口の推移



資料：矢巾町「住民基本台帳人口」（各年3月31日現在）

### 3. 女性の就業人口の動向

#### (1) 就業構造

矢巾町の就業者数は、平成17年までは上昇傾向にあり14,222人でしたが、平成27年には13,922人と2.1%減少しています。

産業分類別の就業者割合をみると、第1次産業と第2次産業は減少していますが、第3次産業の割合は増加しています。

表6-就業構造の推移

(単位：人)

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人数	構成比								
総数	12,061		13,787		14,222		13,733		13,922	
第1次産業	2,015	16.7%	1,721	12.5%	1,556	10.9%	1,260	9.2%	1,237	8.9%
農業	1,995	16.5%	1,708	12.4%	1,550	10.9%	1,248	9.1%	1,227	8.8%
林業	19	0.2%	12	0.1%	5	0.0%	12	0.1%	10	0.1%
漁業	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	-	-	-	-
第2次産業	2,892	24.0%	2,958	21.5%	2,565	18.0%	2,410	17.5%	2,333	16.8%
鉱業	33	0.3%	27	0.2%	13	0.1%	17	0.1%	11	0.1%
建設業	1,120	9.3%	1,280	9.3%	1,170	8.2%	999	7.3%	1,076	7.7%
製造業	1,739	14.4%	1,651	12.0%	1,382	9.7%	1,394	10.2%	1,246	8.9%
第3次産業	7,154	59.3%	9,108	66.1%	10,101	71.0%	10,063	73.3%	10,298	74.0%
電気・ガス・熱供給・水道	52	0.4%	86	0.6%	101	0.7%	101	0.7%	92	0.7%
運輸・通信業	835	6.9%	1,038	7.5%	1,211	8.5%	1,192	8.7%	1,233	8.9%
卸売り・小売・飲食店	2,811	23.3%	3,601	26.1%	3,306	23.2%	3,583	26.1%	2,938	21.1%
金融・保険業・不動産業	308	2.6%	369	2.7%	397	2.8%	508	3.7%	521	3.7%
サービス業	2,739	22.7%	3,486	25.3%	4,471	31.4%	4,071	29.6%	4,896	35.2%
公務・分類不能	409	3.4%	528	3.8%	615	4.3%	608	4.4%	618	4.4%

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

#### (2) 女性の就業者数

男女別の就業率の推移をみると、平成7年は男性63.6%、女性47.1%でしたが、平成27年には男性の就業率66.1%と、女性の就業率50.8%とそれぞれ増加しています。

表7-女性就業者数の推移

(単位：人、%)

項目	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
人口総数 (A)	男	10,549	12,208	12,943	13,015	11,340
	女	11,370	13,060	14,142	14,190	12,640
	合計	21,919	25,268	27,085	27,205	23,980
就業人口 総数 (B)	男	6,706	7,765	7,859	7,551	7,498
	女	5,355	6,022	6,363	6,182	6,424
	合計	12,061	13,787	14,222	13,733	13,922
就業率 (B)/(A)	男	63.6	63.6	60.7	58.0	66.1
	女	47.1	46.1	45.0	43.6	50.8
	合計	55.0	54.6	52.5	50.5	58.1

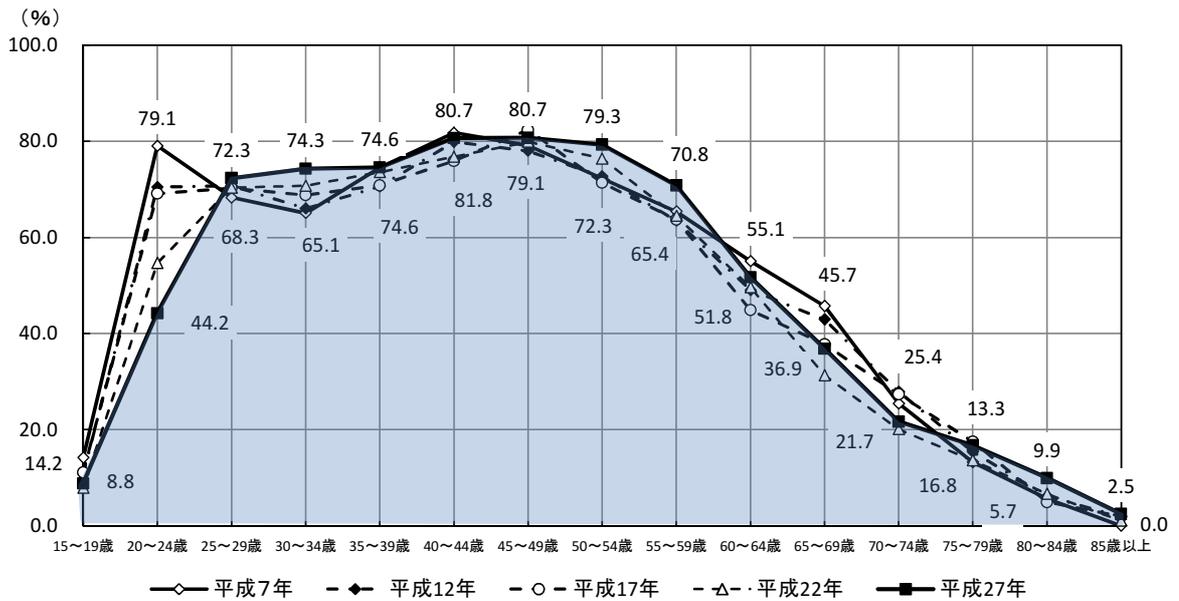
資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

※就業者人口は15歳以上

### (3) 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率を見ると、平成7年には「20～24歳」と「40～44歳」の2つでピークを迎え、出産、子育ての時期である30代前半に一旦低下するM字型になっています。しかし、平成27年には20代・30代でピークを迎えることなく70%代で推移し、「40～44歳」「45～49歳」で80.7%のピークを迎えています。

図5－女性の年齢別就業率



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

## 4. 子育て環境の現状

### (1) 保育の状況

#### ①保育施設等の利用児童数の推移

本町には、平成30年度では9か所（町立1か所、私立8か所）の保育施設（保育園及び認定こども園）があります。0歳児から5歳児までを対象に定員は990人となっています。

平成24年度には定員が680人でしたが、それ以降に増加しており平成28年度には860人、平成30年度には990人となっています。平成31年度には、認定こども園に移行する等によりさらに定員が増加し、小規模保育事業所Bを含めて1,140人となっています。

表8-保育施設等の児童数の推移

(単位:か所、人、%)

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数(か所)		9	8	7	7	6
定員(人)		800	770	860	860	990
利用児童数(人)	0歳	40	46	66	64	45
	1歳	109	116	120	146	159
	2歳	125	121	144	143	173
	3歳	128	136	155	164	171
	4歳	133	144	147	159	163
	5歳	157	134	151	155	170
総計		692	69	783	831	881
定員充足率(%)		86.5	90.5	91.0	96.6	89.0

資料：福祉・子ども課（各年度4月1日現在）

表9-保育施設等の概要

施設名	施設区分	運営主体	定員(人)		施設				所在地
			分類	合計	開設	敷地面積	建設面積	保育時間	
煙山保育園	保育所	矢巾町	150	150	昭和37年4月	6,383.73㎡	1,104.41㎡	07:00-19:00	上矢次
徳田保育園	保育所	(社福)土淵朗親会	150	150	平成19年4月	8136.88㎡	828㎡	07:00-20:00	東徳田
北川保育園	保育所	(社福)土淵朗親会	90	90	平成17年4月	1,846.48㎡	785.50㎡	07:00-20:00	流通センター南
ニチキッズやはば駅前保育園	保育所	(株)ニチイ学館	60	60	平成30年4月	1,394.81㎡	415.68㎡	07:00-19:00	駅東
北高田こども園	幼保連携型認定こども園	(社福)吉祥会	1号 9 2号 81 3号 69	159	昭和55年4月 平成31年4月認定こども園移行	1,930㎡	641.19㎡	07:00-19:00	高田
こずかたこども園	幼保連携型認定こども園	(社福)敬愛会	1号 6 2号 54 3号 46	106	平成25年4月 平成31年4月認定こども園移行	4573.84㎡	976.3㎡	07:00-20:00(夜間延長保育あり)	又兵衛新田
矢巾中央幼稚園・矢巾中央保育園	幼保連携型認定こども園	(学)紅葉学園	1号 116 2号 54 3号 30	200	平成26年2月認定こども園移行	5,343.42㎡	1,519.68㎡	07:00-19:00	南矢幅
やはばこども園	幼保連携型認定こども園	(社福)矢巾親和会	1号 10 2号 30 3号 40	80	平成14年4月 平成30年4月認定こども園移行	1,274.04㎡	559.79㎡	07:00-19:00	南矢幅
ふどうこども園	幼保連携型認定こども園	(社福)矢巾親和会	1号 9 2号 65 3号 51	125	平成28年4月認定こども園移行	4,893.05㎡	1,098.86㎡	07:00-19:00	室岡
ベビーハウスMoi	小規模保育事業所B	個人	3号 10	10	平成30年4月	343.45㎡	47㎡	07:00-19:00	流通センター南
ぐらんまえん	小規模保育事業所B	個人	3号 10	10	平成31年4月	1,935.28㎡	66.25㎡	07:00-19:00	白沢

資料：福祉・子ども課（平成31年4月1日現在）

②保育施設等の特別保育の現況

ア. 延長保育

保育施設等の保育時間は、通常午前7時から午後6時までですが、町内のすべての保育施設等で、保育時間を延長しています。

延長時間は、午後6時から午後7時まで（徳田保育園・北川保育園・こずかたこども園は午後8時まで）ですが、延長保育については、延長保育料が別途必要になります。

イ. 休日保育

休日保育は、本町ではおおむね1歳以上（歩行可能）から就学前までの入所児童を対象に、保護者の勤務の都合や疾病、冠婚葬祭などにより日曜日・祝祭日についても保育することで、就労や子育ての支援をするものです。

入所児童が対象であり、保育時間は各施設によって対応が異なっていますが、原則として午前7時から午後6時までで、保育料金は無料となっています。

ウ. 乳児保育

満6か月から受け入れている煙山保育園以外の施設では、満2か月より受け入れています。

表 10－特別保育状況

	煙山 保育園	徳田 保育園	北川 保育園	子やば やはば駅 前保育園	北高田 こども園	こずかた こども園	矢巾中央 幼稚園・ 矢巾中央 保育園	やはば こども園	ふどう こども園	ベビーハウス Moi	ぐらんま えん
延長保育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乳児保育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一時保育	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○
障がい児 保育	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○
休日保育	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－	－
体調不良 型保育	○	－	－	－	○	○	－	○	○	－	－

資料：福祉・子ども課（令和元年度）

表 11－特別保育施設数

（単位：施設）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延長保育	8	8	8	8	10	11
乳児保育	8	8	8	8	10	11
一時保育	8	8	8	8	9	10
障がい児保育	7	7	7	7	8	9
休日保育	7	7	7	7	7	7
体調不良型保育	1	1	1	4	5	5

資料：福祉・子ども課（各年度4月1日現在）

③その他の保育施設・サービスの現況

その他保育施設として、本町には企業主導型保育施設が4か所あります。

また、町内の保育施設では、通常保育のほかに、預かり保育や未就園児を対象とした一時預かり保育（一般型：教育・保育施設未利用の1歳～未就学児童、幼稚園1型：幼稚園・こども園に通う1号認定児童）も行っています。

(2) 地域における子育て支援の状況

①地域子育て支援拠点事業

本町においては、子育ての不安感等の緩和を図り、安心して子育てできるよう、地域子育て支援拠点の一般型2か所と連携型1か所を開設し、子育て中の親子の交流の場を設置するとともに子育てボランティアの育成や育児サークルの活動支援を行っています。

事業名	対象	実施内容（場所・回数・担当者）	実施状況
一般型	未就園児と家族	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育てに関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ⑤地域支援活動の実施 会場：子育て支援センター 開所：週5日（月曜～金曜） 担当：保育士、栄養士	利用者数 大人 2,440名 子ども 2,827名 合計 5,267名 育児相談 電話 17件 来所 109件 訪問 0件 合計 126件 講習会 12回 地域支援活動 育児サークル支援 ・サークル活動支援 年 10回
		①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育てに関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 会場：矢巾町農村環境改善センター 開所：週3日（火曜、木曜、金曜） 担当：保育士	利用者数 大人 587名 子ども 721名 合計 1,308名 育児相談 55件 講習会年 12回
連携型	未就園児と家族	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育てに関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 会場：矢巾東児童館 開所：週3日（月曜、木曜、土曜） 担当：保育士	大人 263名 子ども 328名 合計 591名 育児相談 14件 講習会年 12回

事業名	対象	実施内容（場所・回数・担当者）	実施状況
関係機関との連携支援	未就園児と家族（主任児童民生委員との連携）	子育て親子交流の場での親子把握、相談指導、乳児の見守り支援を行う。	年 12 回
	未就園児と家族（町内保育園との連携）	子育て親子交流（えほんのひろば）の開催や園行事体験（チャグチャグ馬っこ、焼き芋会）を実施する。 会場：町内 7 保育園	年 7 回
	療育乳幼児と家族、健診対象児と家族（健康長寿課との連携）	療育幼児教室での遊びの指導を行う。 乳幼児健診後のカンファレンスへ参加し親子の把握を行う。	療育幼児教室 年 24 回 カンファレンス 年 52 回
	子育てボランティアとの連携	研修を実施し、町内の子育て家庭を応援する子育て力として活躍するボランティアを育成し、子育てボランティアの協力により支援を実施する。	子育て助け隊（ボランティア）総会 1 回 研修会 年 2 回 子育てに関する講習会等での乳幼児見守り支援活動 31 回
通信の発行	未就園の子育て家庭	事業内容の紹介及び育児に関する情報提供を行う。	子育て支援センターだより 月 1 回 子育て情報紙あのね 月 1 回

②放課後児童健全育成事業（児童館）の状況

児童の健全育成のための児童厚生施設としての児童館は、現在、徳田、煙山、不動、矢巾東児童館の4施設があり、留守家庭の放課後児童対策としての登録利用のほか、自由来館利用も行っています。平成26年度までは1～3年生を対象としていましたが、平成27年度以降は1～6年生が対象となりました。

平成30年度の登録児童数は4施設合わせて488人、延利用者数は同58,374人（月平均4,865人）、自由来館利用は月平均1,411人となっています。

表 12－放課後児童健全育成事業（児童館）利用状況 (単位:人)

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
徳田	登録児童数	47	47	61	51	59
	延利用者数	5,379	6,047	7,095	5,693	7,646
	自由来館	1,167	1,898	1,259	596	543
煙山	登録児童数	106	144	160	186	226
	延利用者数	15,056	17,575	18,443	22,892	26,709
	自由来館	3,221	2,914	2,337	2,157	2,410
不動	登録児童数	52	85	91	105	90
	延利用者数	8,073	11,747	11,579	10,833	8,136
	自由来館	1,778	1,611	1,130	1,115	1,307
矢巾東	登録児童数	74	108	132	117	113
	延利用者数	9,869	11,841	13,041	14,666	15,883
	自由来館	1,441	1,354	1,380	1,333	1,383
合計	登録児童数	279	384	444	459	488
	延利用者数	38,377	47,210	50,158	54,084	58,374
	月平均利用者数	3,198	3,934	4,180	4,507	4,865
	月平均自由来館	1,902	1,944	1,527	1,300	1,411

資料：学務課（自由来館は年間の児童数、登録児童数：各年度3月1日現在）

②－ア 児童のびのび教室事業（キッズクラブ）の状況

放課後子ども総合プランを活用し、矢巾東児童館では平成30年度から、煙山児童館では平成31年度から、それぞれの小学校の教室を利用し、4年生から6年生の児童を対象とした児童のびのび教室事業（キッズクラブ）を行っています。

表 13－キッズクラブの状況 (単位:人)

		平成30年度
矢巾東キッズクラブ	登録児童数(利用人数)	63
	延利用者数	5,686
	自由来館	34

資料：学務課（自由来館は年間の利用児童数。登録児童数は各年3月1日現在）

### (3) 学校教育の状況

#### ①幼稚園の状況

本町には令和元年5月1日現在、認定こども園5園の1号認定が新制度の幼稚園児に該当します。令和元年では116人の園児が在園しています。

在園児数の推移をみると、平成26年には118人で、その後は平成29年には129人、令和元年には116人と、その年によって増減がみられます。

表 14－幼稚園の状況

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
3歳児	28	32	30	42	34	35
4歳児	44	40	46	40	44	35
5歳児	46	52	35	47	40	46
計	118	124	111	129	118	116

資料：平成26年学務課、平成27年～福祉・子ども課（各年5月1日現在）

※平成26年は旧制度の幼稚園児数、平成27年～は新制度幼稚園＋認定こども園の1号認定人数

#### ②小中学校の状況

本町には平成30年5月1日現在、小学校が4校、中学校が2校あり、1,455人の児童と754人の生徒が学んでいます。

児童数及び生徒数の推移をみると、児童数は平成26年には1,502人でしたが減少を続け、平成30年には1,455人と47人、3.1%の減少をしています。生徒数についても減少を続けており、平成26年には911人でしたが、平成30年には754人と157人、17.2%の減少をしています。

表 15－小中学校の状況

(単位：学級、人)

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	学級数	児童数								
徳田小学校	7	182	7	173	7	170	8	167	8	165
煙山小学校	21	571	21	573	22	571	22	571	23	601
不動小学校	9	196	9	203	9	207	9	209	9	209
矢巾東小学校	20	553	20	541	20	524	19	513	18	480
合計	57	1,502	57	1,490	58	1,472	58	1,460	58	1,455
矢巾中学校	15	425	15	397	15	383	15	359	14	353
矢巾北中学校	17	486	15	454	15	433	15	405	14	401
合計	32	911	30	851	30	816	30	764	28	754

資料：岩手県「学校一覧」（各年5月1日現在）

### ③高等学校の状況

本町には令和元年現在、県立高等学校が1校、私立の高等専修学校が1校あります。

県立高等学校は、学級数 21、生徒数 836 人となっています。平成 26 年に比べると生徒数は 7 人減少しています。

岩手県教育委員会による「新たな県立高等学校再編計画」(平成 28 年 3 月 29 日)によると不來方高等学校は令和 2 年度には各学年 7 学級から 6 学級へ、1 学年定員が 280 人から 240 人に削減される方針となっています。

表 16－高等学校の状況

(単位：学級、人)

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	学級数	生徒数								
不來方 高等学校	21	843	21	828	21	832	21	829	21	836

資料：岩手県「学校一覽」(各年 5 月 1 日現在)

### ④いじめ及び不登校の状況

小中学校におけるいじめ及び不登校の件数について、平成 26 年度から平成 30 年度の推移をみると、いじめについては平成 26 年度に 6 件でしたが、平成 30 年度には 601 件と大幅に増加しています。これは、平成 29 年 3 月に「矢巾町いじめ防止対策に関する条例」を制定し、いじめの定義を「相手が心身の苦痛を感じているもの」として調査を行っているため、平成 29 年度以降のいじめ件数が多くなっているものです。

また、不登校については平成 26 年度には 20 件からやや増加し、平成 30 年度には 26 件の不登校件数となっています。

表 17－いじめ及び不登校の状況

(単位：件)

	いじめ件数	不登校件数
平成26年度	6	20
平成27年度	100	21
平成28年度	170	23
平成29年度	506	18
平成30年度	601	26

資料：学務課 (各年度 3 月末)

⑤就学援助・奨学金貸与の状況

町教育委員会では、経済的な理由から小中学校での教育費に困っている家庭の保護者に給食費・学用品費・修学旅行費などの援助を行っています。

援助件数の推移をみると、平成26年には181件でしたが、平成30年には219件に増加しています。奨学金の貸与金額については平成26年には34件で14,880,000円でしたが、平成30年には23件で9,480,000円と、奨学金貸与件数が減少するとともに金額も減少しています。

表 18－就学援助・奨学金貸与の状況

(単位:件、円)

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
就学援助	援助件数	181	180	179	185	219
	援助金額	15,838,018	16,249,344	15,359,963	18,227,523	19,360,214
奨学金 (矢巾町)	貸与件数	34	25	31	26	23
	貸与金額	14,880,000	11,040,000	13,680,000	11,400,000	9,480,000

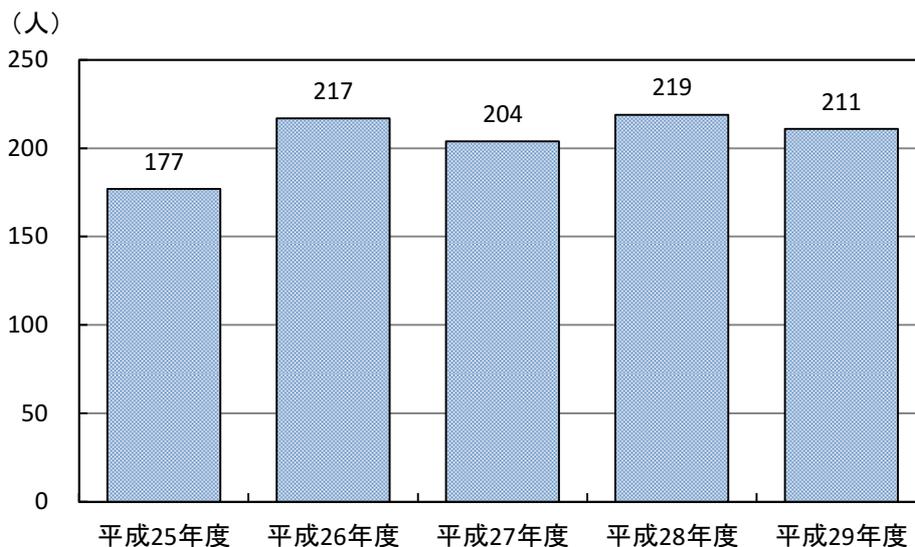
資料：学務課（各年3月31日時点）

(4) 母子保健事業の状況

妊娠届出人数をみると、平成25年度には177人でしたが、平成26年度以降は200人代で推移しています。

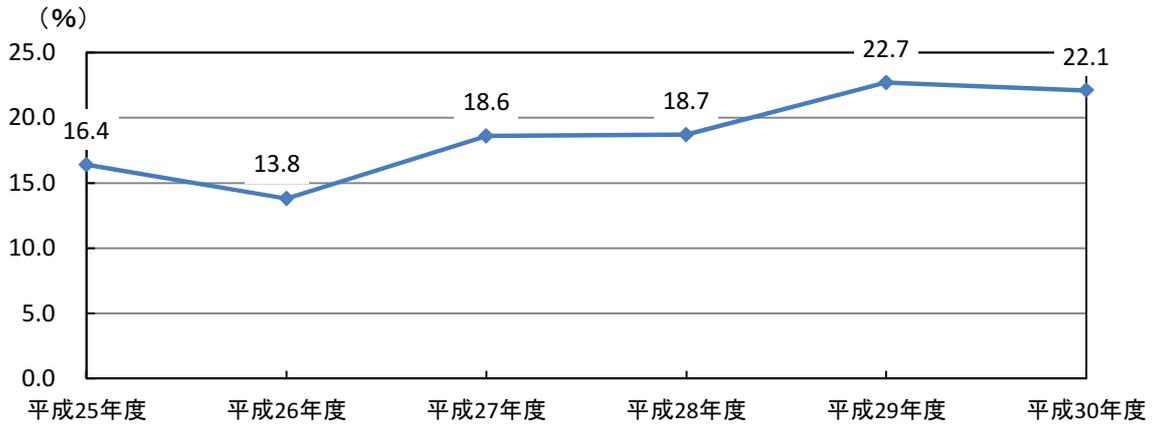
母子保健事業の実施状況をみると、乳幼児健診の受診率などが100%前後で推移するなど一定の成果を挙げています。マタニティ広場の受講率は、平成29年度以降20%を越えて推移するようになりましたが、それでも受講率が低い状況となっています。

図 6－妊娠届出人数の推移



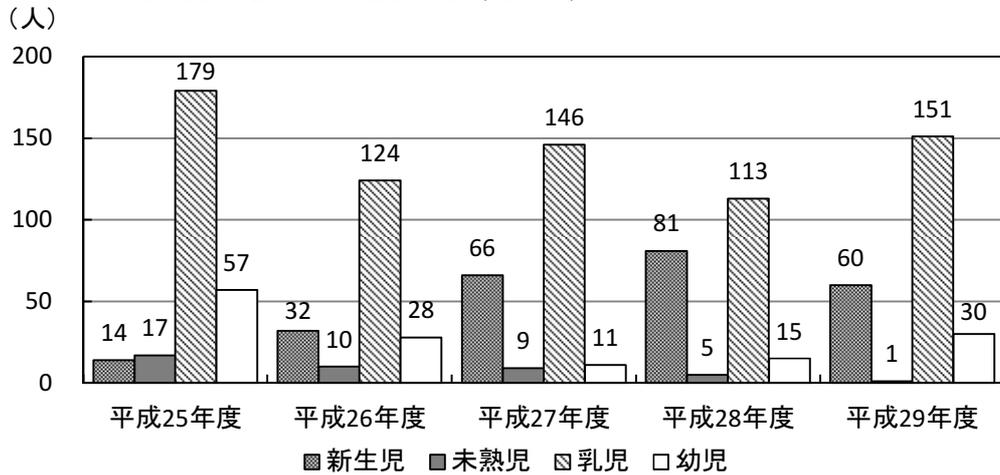
資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」（各年3月末日現在）

図 7-マタニティ広場受講率



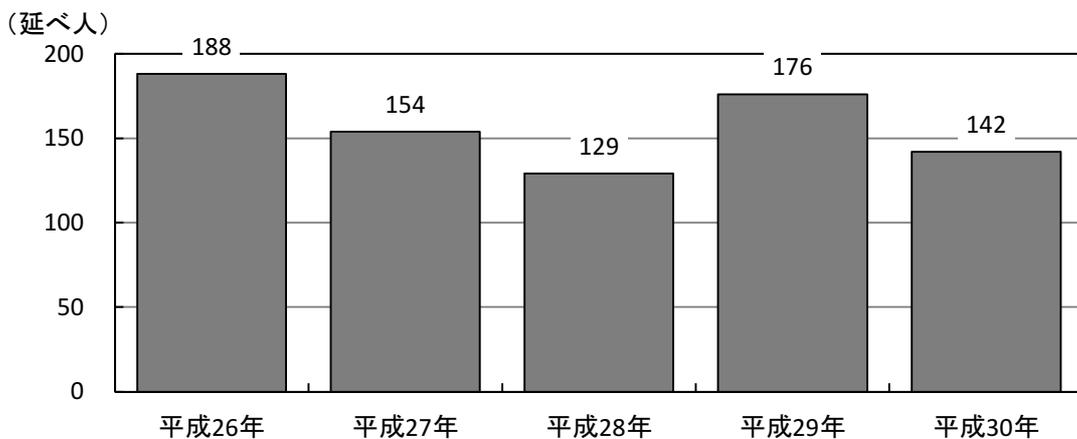
資料：健康長寿課（各年度 3 月末日現在）

図 8-乳幼児家庭訪問の実施状況（実人数）



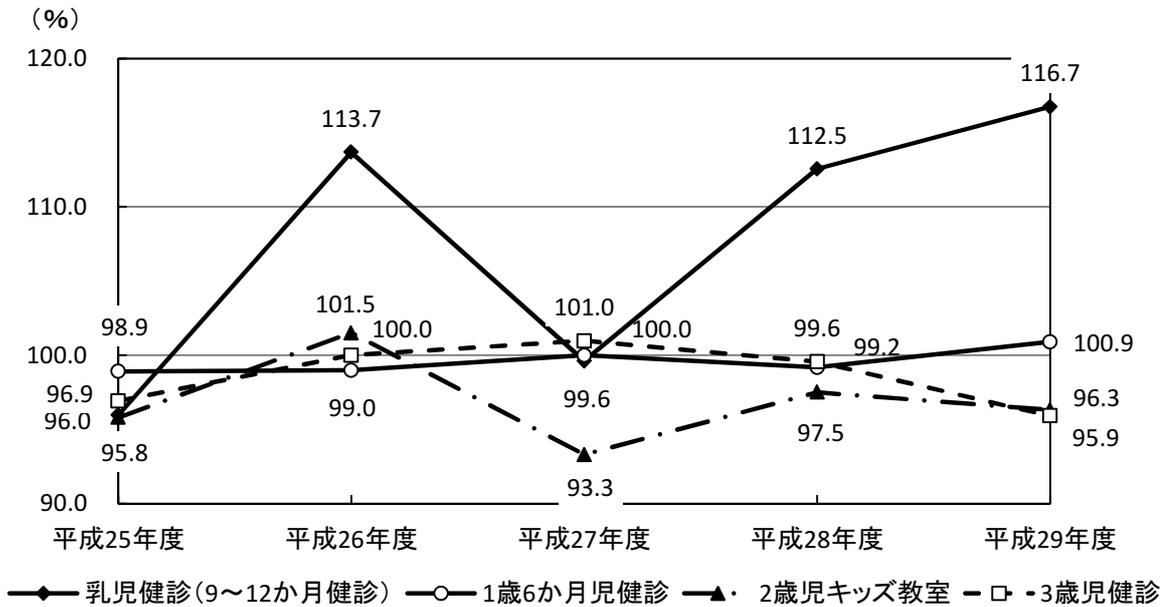
資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」（各年 3 月末日現在）

図 9-幼児教室利用者数（延べ人数）



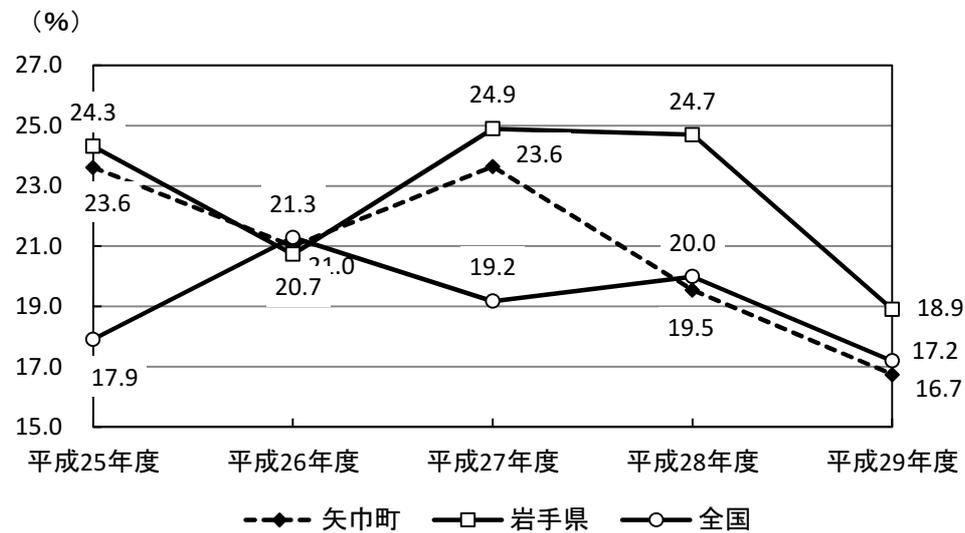
資料：健康長寿課（各年度 3 月末日現在）

図 10－乳幼児健診の受診率



資料：乳児健診（9～12 か月健診）、1歳6か月児健診、3歳児健診は厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」（各年度翌年6月末日）  
 2歳児キッズ教室は健康長寿課（各年度3月末日）  
 ※対象人員より受診実人員の方が多い場合は100%を超える

図 11－3歳児歯科健診 う歯保有率



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」（各年3月末日現在）

### (5) 小児医療及び産婦人科医療等

本町に岩手医科大学新附属病院が移転したことに伴い、小児・周産期、救急部門の機能が強化され、県立療育センター及び盛岡となん支援学校が整備されました。

町内の一次救急及び二次救急医療においては、夜間診療所及び休日当番医を設け、盛岡広域8市町で、小児救急医療の確保と救急における輪番制等の運営補助を行い、医療の確保に取り組んでいます。また、三次救急は岩手医科大学附属病院により、高度医療の提供体制が確保されている環境にあります。しかし、盛岡広域医療圏は、県内の医療機関から高度な医療を求められることや、医師不足、さらに夜間や休日救急の安易な利用等の課題もあり、医師への負担は大きくなっています。

また、感染症対策を推進していくため、必要な予防接種をより安全に受けられる環境が求められており、保護者や医師会と相談しやすい関係づくりと接種を受けやすい体制整備が必要です。

表 19－小児医療の状況

矢巾町の小児医療の状況		盛岡市の小児救急医療体制の状況
名称	診療科目	名称
岩手医科大学附属病院	小児科、循環器小児科、小児歯科、他	岩手県立中央病院
岩手県立療育センター	小児科、児童精神科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、神経内科、泌尿器科、歯科	川久保病院
いわてこどもケアセンター	児童精神科	国立病院機構盛岡医療センター
けんたろうこどもクリニック	小児科	盛岡赤十字病院
堀江医院	外科、内科、呼吸器科、整形外科、小児科、麻酔科、心臓血管外科	盛岡市夜間急患診療所
みちのく療育園	内科、小児科、精神科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、歯科	

資料：紫波郡医師会ホームページ、盛岡市医師会ホームページ、岩手県保健福祉部「いわて医療ネット」より

※夜間・休日の当番医は毎月、町広報に掲載しています。

※医療機関名は、五十音順に表記。

表 20－産婦人科医療一覧

名 称	診療科目	名 称	診療科目
今井産婦人科	産婦人科	遠山病院	婦人科
岩手医科大学附属病院	産婦人科	西島産婦人科医院	産婦人科
岩手県立中央病院	産婦人科	畑山レディースクリニック	産婦人科
京野アートクリニック盛岡	婦人科	みうら産婦人科内科医院	産婦人科
黒川産婦人科医院	産婦人科	村井医院	産婦人科
幸クリニック	産婦人科	盛岡赤十字病院	産婦人科
孝仁病院	婦人科	盛岡友愛病院	婦人科
小林産婦人科医院	産婦人科	やはば産婦人科	産科、婦人科
さいとうレディースクリニック	婦人科	夕顔瀬産婦人科医院	産婦人科
さくらウイメンズクリニック	婦人科	産科婦人科吉田医院	産婦人科
佐藤健レディースクリニック	婦人科	横川産婦人科医院	産婦人科
瀬田産婦人科内科医院	産科、婦人科	よぼういがく協会付属第一 診療所	婦人科

資料：盛岡市医師会ホームページ、岩手県保健福祉部「いわて医療ネット」より

表 21－矢巾町近隣の助産院一覧

名 称	所在地
佐藤助産所	盛岡市土渕
紫波エンゼル助産院	紫波町高水寺

資料：岩手県保健福祉部「いわて医療ネット」より

(6) 母子の福祉（母子・父子福祉、児童福祉）

本町における母子（父子）家庭及び児童福祉事業は下表のとおりです。

表 22－母子（父子）家庭及び児童福祉事業一覧

分類	名称	概要または目的
母子・父子福祉	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭・父子家庭及び寡婦の生活安定とその児童の福祉の向上を図るために各種貸付を行っています。
	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の健康保持と福祉の生活の安定のため医療費の一部を助成しています。18歳までの児童等を扶養しているひとり親家庭の父又は母及び子どもを対象とし、所得の制限があります。
	寡婦医療費助成事業	寡婦に対し、心身の健康保持と経費負担の軽減を図り、安らかな生活を営めるよう医療費の一部を助成しています。
	子育て支援センター	絵本や玩具を備えてあり、子どもを遊ばせながら、子育ての不安や悩みを相談したり、親子同士の交流もできます。相談は電話でも行っております。場所はさわやかハウス1階、開所時間は毎週月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後3時までとなっています。（子育て相談は午前9時から午後5時）
児童福祉	児童手当	家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、中学校終了前の児童を養育している保護者に手当を支給しています。
	児童扶養手当	児童を扶養する保護者が離婚または重度障がいや死亡した場合等、その児童の養育者に対して経済的な支援のため支給しています。
	特別児童扶養手当	身体障がい児または知的障がい児の養育者に対して支給されます。
	児童館	町内の児童に健全な遊びを教えて健康増進、または、情操を豊かにして地域における児童福祉の向上を図るための施設です。町内4箇所の児童館（徳田、煙山、不動、矢巾東）では、児童厚生員が遊びを通して生活指導を行っています。
	主任児童委員 民生児童委員	住民の身近な相談相手として地域福祉向上のための様々な活動を行っています。
助成制度 その他の	妊産婦医療費助成事業	妊産婦の適正な医療を確保し、心身の健康保持と生活の安定を図るため医療費の一部を助成しています。
	子ども医療費助成事業	「子育てにやさしい環境づくり」を推進し、福祉医療面から子育て支援のため医療費の一部を助成しています。

## 5. 児童数の推計

児童数の推計値を見ると、各年で減少しており計画最終年の令和7年には 2,746 人となり、平成30年の 2,866 人から 120 人減少すると予測されます。

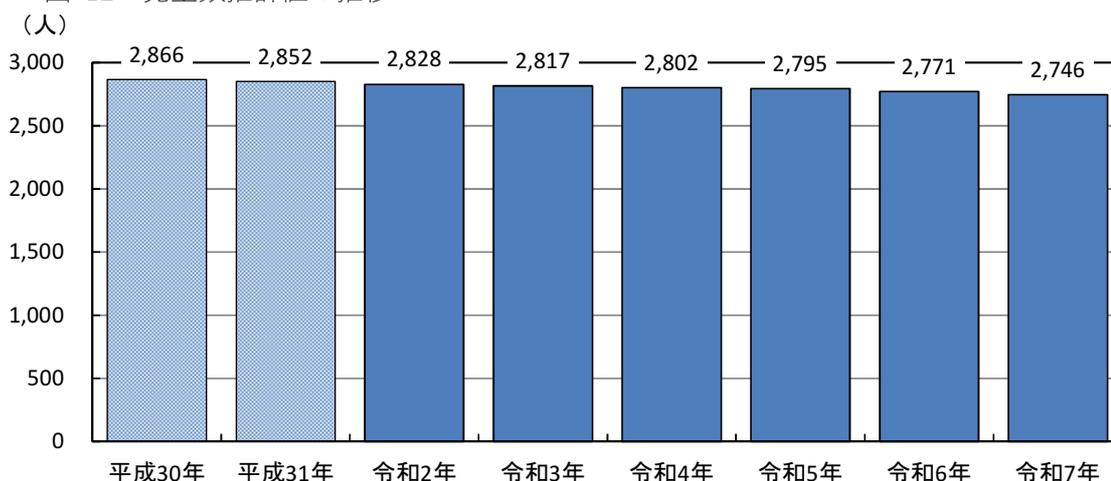
表 23－児童数の推計値

(単位：人)

年齢	実績値		推計値					
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
0歳	215	213	210	205	201	197	190	188
1歳	229	222	220	217	212	208	204	197
2歳	248	235	228	226	223	218	214	210
3歳	231	250	237	230	228	225	220	216
4歳	243	235	254	241	234	232	229	224
5歳	237	251	243	262	249	241	239	236
6歳	235	234	247	239	258	245	236	235
7歳	228	236	235	248	240	259	246	236
8歳	243	230	239	238	251	243	262	249
9歳	242	242	229	238	237	250	242	261
10歳	261	243	243	230	239	238	251	243
11歳	254	261	243	243	230	239	238	251
合計	2,866	2,852	2,828	2,817	2,802	2,795	2,771	2,746

※平成30年、平成31年の実績値は住民基本台帳口各年4月1日現在より

図 12－児童数推計値の推移



※平成30年、平成31年の実績値は住民基本台帳口各年4月1日現在より

## 6. ニーズ調査結果の概要

### (1) 調査の目的

平成 24 年 8 月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする「子ども・子育て支援法」が成立し、平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本町においても、絶えず変化するニーズに迅速に対応するため、「矢巾町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援サービスの充実を図ってまいりました。「矢巾町子ども・子育て支援事業計画」は 5 年間の事業計画であることから、見直しに資するため、子育て支援のための施設やサービスの利用等について、現状と希望等のニーズについて必要な情報を得ることを目的にニーズ調査を実施しました。

### (2) 調査の設計

調査票は、調査対象者別に 2 種類の調査票を作成し、調査を実施しました。

#### ①調査票の種類と調査対象者等

調査対象者別の調査内容は、以下のとおりです。

表 24－調査の実施方法

ア. 調査票「子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童)」	
調査対象者	町内在住の就学前児童を持つ保護者
調査人数	1,102 人
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の現状・利用意向、地域の子育て事業の現状・利用意向、育児休業の現状・利用意向に関する設問 町の支援等への満足度
イ. 調査票「子ども・子育て支援に関するニーズ調査(小学生)」	
調査対象者	町内在住の小学生(1年生～3年生)を持つ保護者
調査人数	645 人
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、放課後の過ごし方に対する希望に関する設問、町の支援等への満足度

### (3) 調査の実施方法と配布・回収状況

#### ①調査時期と調査方法

子ども・子育て支援ニーズ調査は、令和元年8月19日(月)～令和元年8月30日(金)にかけて実施しました。

調査方法について、就学前児童で子育て施設を利用している保護者には施設を通じて、利用していない保護者には郵送により配布回収しました。

また、町立小学校に通学している小学生(1年生～3年生)の保護者には、小学校を通じ調査票を配布・回収しました。

#### ②調査の配布・回収状況

ニーズ調査の配布と回収の状況は以下の通りです。

表 25－調査票の配布・回収状況

区分	就学前児童の保護者			小学生の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
町全域	1,102人	858人	77.9%	645人	565人	87.6%

### (4) 調査結果の見方について

#### ①年齢・学年の定義

就学前児童・就学児童の年齢定義は、ニーズ調査において誕生日の年月を回答しているため、下表による年齢区分により集計を行いました。

表 26－ニーズ調査における年齢・学年定義

年齢区分	該当する生年月	年齢区分	該当する生年月
0歳児	平成31年4月以降	6歳児	平成25年4月～平成26年3月
1歳児	平成30年4月～平成31年3月	7歳児	平成24年4月～平成25年3月
2歳児	平成29年4月～平成30年3月	8歳児	平成23年4月～平成24年3月
3歳児	平成28年4月～平成29年3月	9歳児	平成22年4月～平成23年3月
4歳児	平成27年4月～平成28年3月	10歳児	平成21年4月～平成22年3月
5歳児	平成26年4月～平成27年3月	11歳児	平成20年4月～平成21年3月

※調査期間 令和元年度における年齢定義

#### ②電算処理の注意点

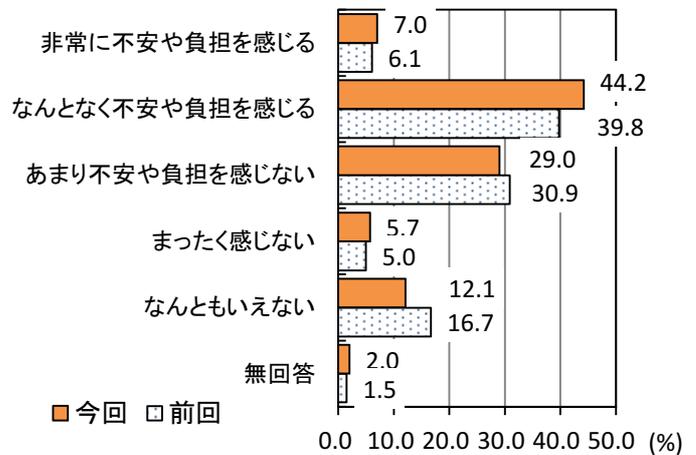
調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

## (5) 調査結果

### ①子育てに関する不安感・負担感

#### ○就学前児童

	回答数(人)	比率(%)
非常に不安や負担を感じる	60	7.0
なんとなく不安や負担を感じる	379	44.2
あまり不安や負担を感じない	249	29.0
まったく感じない	49	5.7
なんともいえない	104	12.1
無回答	17	2.0
有効票数 = 858		

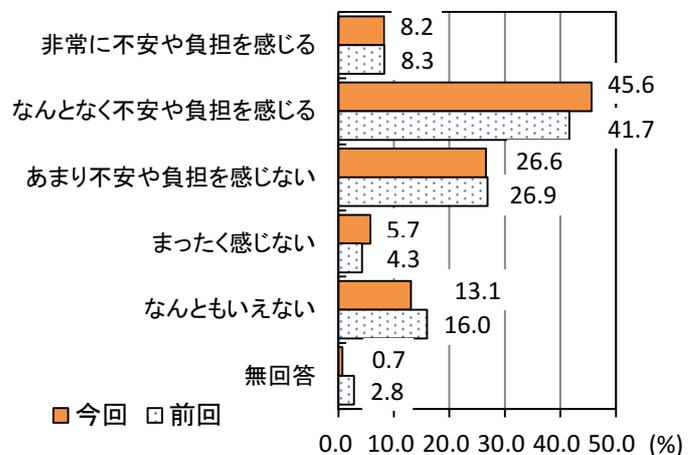


およそ5割が子育てに不安や負担を感じています。  
前回調査と大きな違いは見られません。

※前回調査：平成26年1月に実施した子ども子育て支援事業計画策定時の調査

#### ○小学生

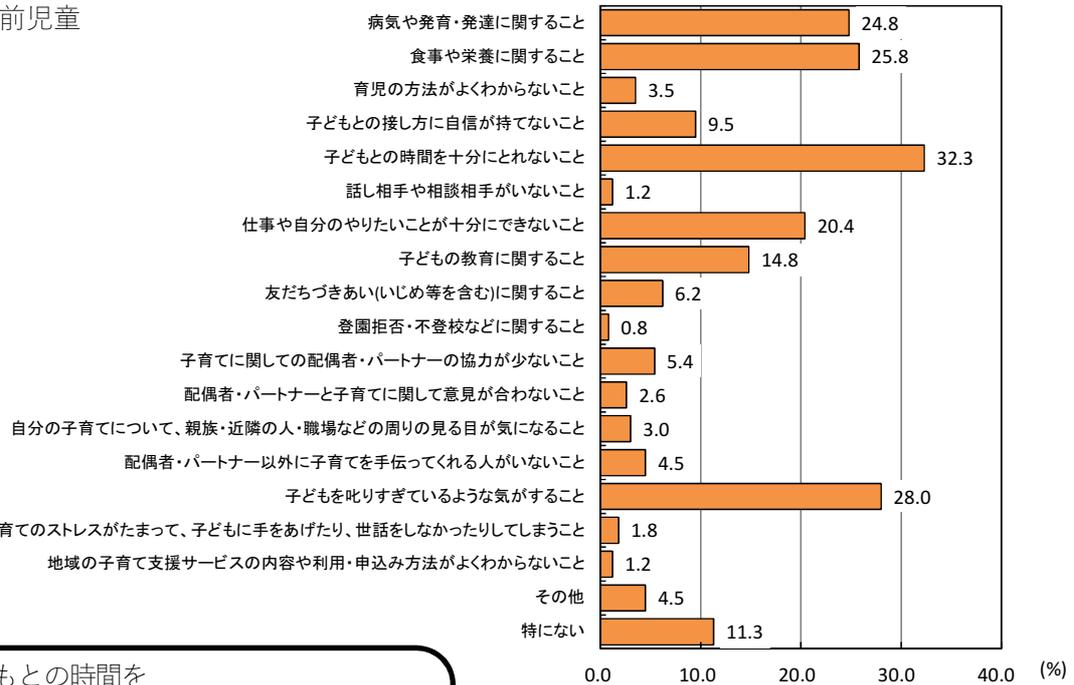
	回答数(人)	比率(%)
非常に不安や負担を感じる	46	8.2
なんとなく不安や負担を感じる	257	45.6
あまり不安や負担を感じない	150	26.6
まったく感じない	32	5.7
なんともいえない	74	13.1
無回答	4	0.7
有効票数 = 563		



およそ5割が子育てに不安や負担を感じています。  
前回調査と大きな違いは見られません。

②子育てに関して悩んでいることや気になること

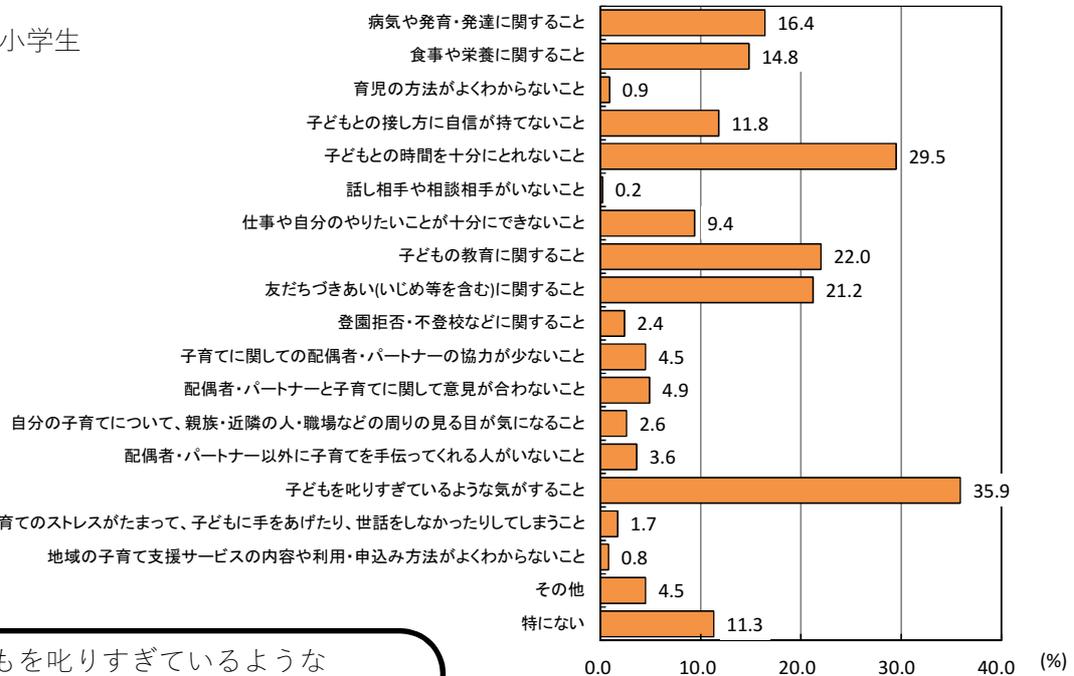
○就学前児童



- 1位 子どもとの時間を十分にとれないこと (32.3%)  
 2位 子どもを叱りすぎているような気がする (28.0%)  
 3位 食事や栄養に関すること (25.8%)  
 4位 病気や発育・発達に関すること (24.8%)

- 〈前回調査結果〉  
 1位 子どもを叱りすぎているような気がする (33.2%)  
 2位 子どもとの時間を十分にとれないこと (29.1%)  
 3位 食事や栄養に関すること (22.5%)  
 4位 病気や発育・発達に関すること (22.3%)

○小学生

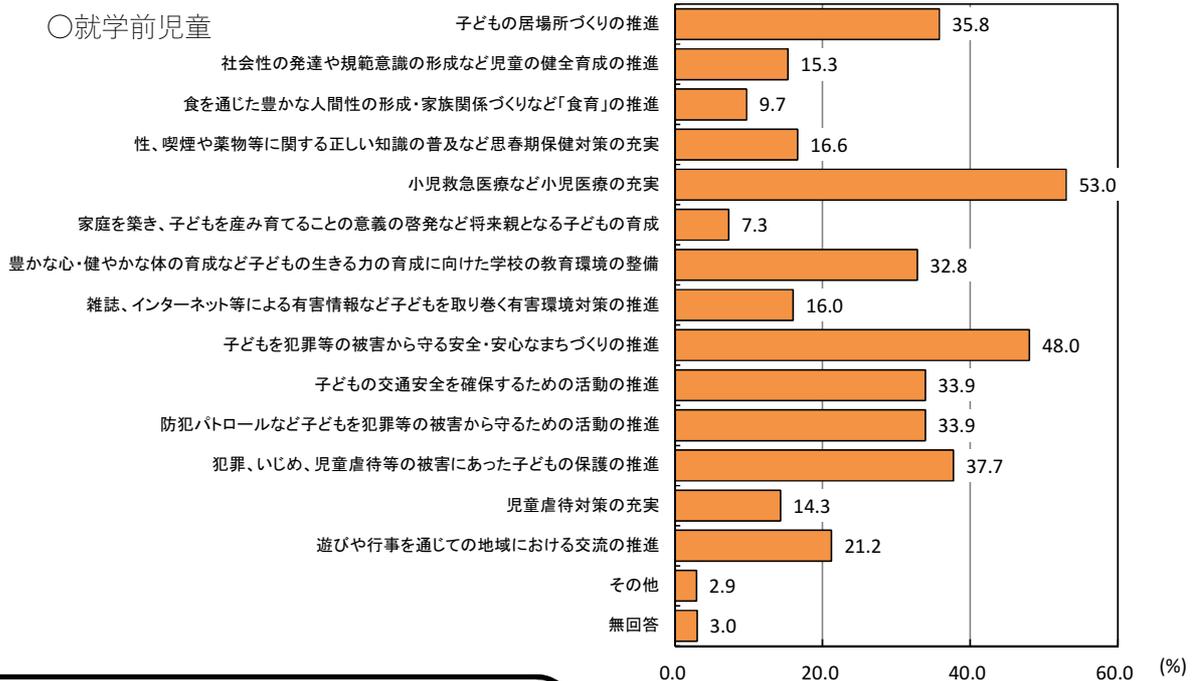


- 1位 子どもを叱りすぎているような気がする (35.9%)  
 2位 子どもとの時間を十分にとれないこと (29.5%)  
 3位 子どもの教育に関すること (22.0%)  
 4位 友だちづきあい (いじめ等を含む) に関する (21.2%)

- 〈前回調査結果〉  
 1位 子どもを叱りすぎているような気がする (35.4%)  
 2位 子どもとの時間を十分にとれないこと (27.4%)  
 3位 子どもの教育に関すること (26.6%)  
 4位 友だちづきあい(いじめ等を含む)に関する (20.1%)

③重点的に取り組む必要がある子どもに関する施策

○就学前児童

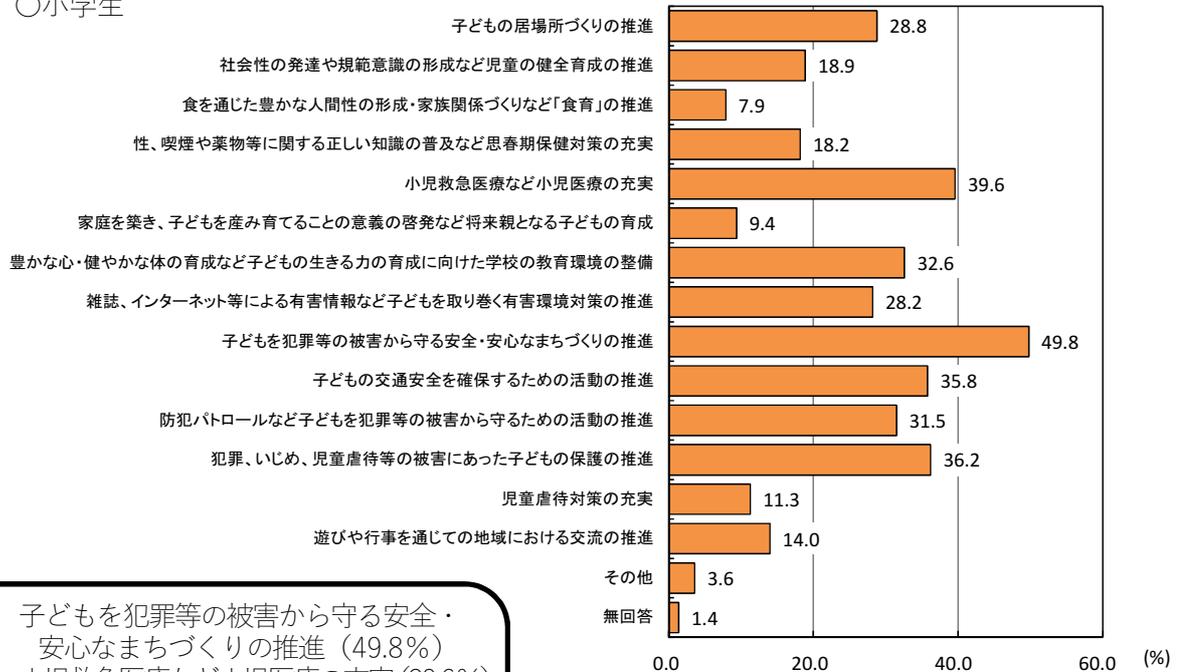


- 1位 小児救急医療など小児医療の充実 (53.0%)
- 2位 子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進 (48.0%)
- 3位 犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもの保護の推進 (37.7%)
- 4位 子どもの居場所づくりの推進 (35.8%)

〈前回調査結果〉

- 1位 小児救急医療など小児医療の充実(61.0%)
- 2位 子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進(45.2%)
- 3位 子どもの居場所づくりの推進(38.6%)
- 4位 子どもの交通安全を確保するための活動の推進(32.7%)

○小学生



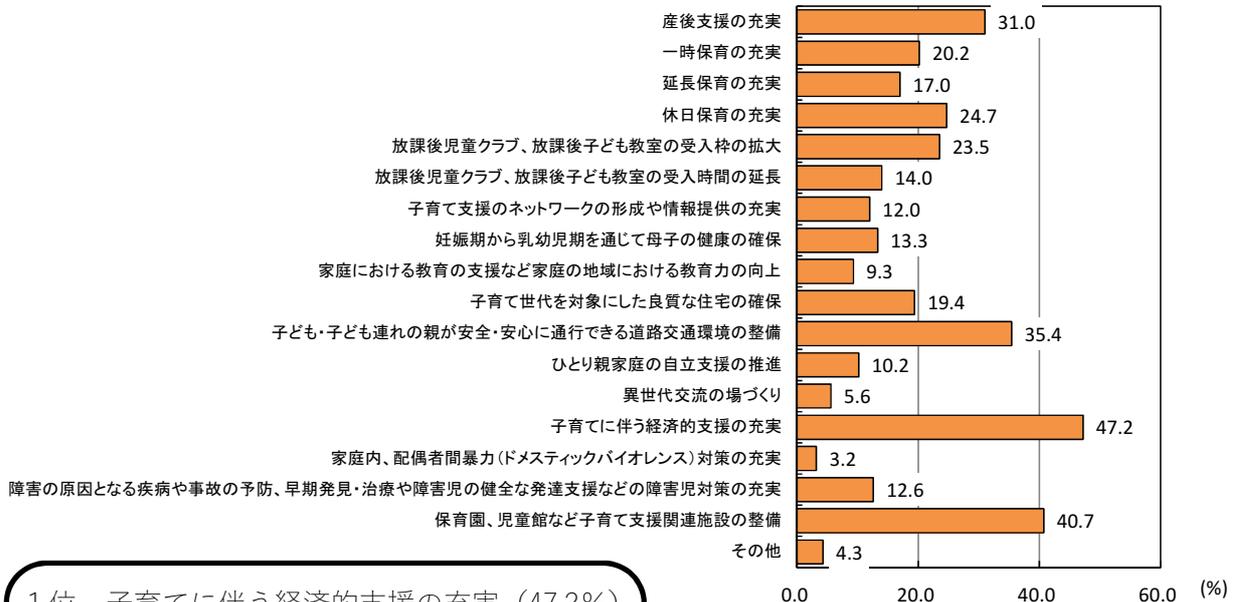
- 1位 子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進 (49.8%)
- 2位 小児救急医療など小児医療の充実 (39.6%)
- 3位 犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもの保護の推進 (36.2%)
- 4位 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (35.8%)

〈前回調査結果〉

- 1位 子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進(48.7%)
- 2位 小児救急医療など小児医療の充実(44.9%)
- 3位 子どもの居場所づくりの推進(37.4%)
- 4位 防犯パトロールなど子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進(32.1%)

④重点的に取り組む必要がある子育て支援の環境づくりに対する施策

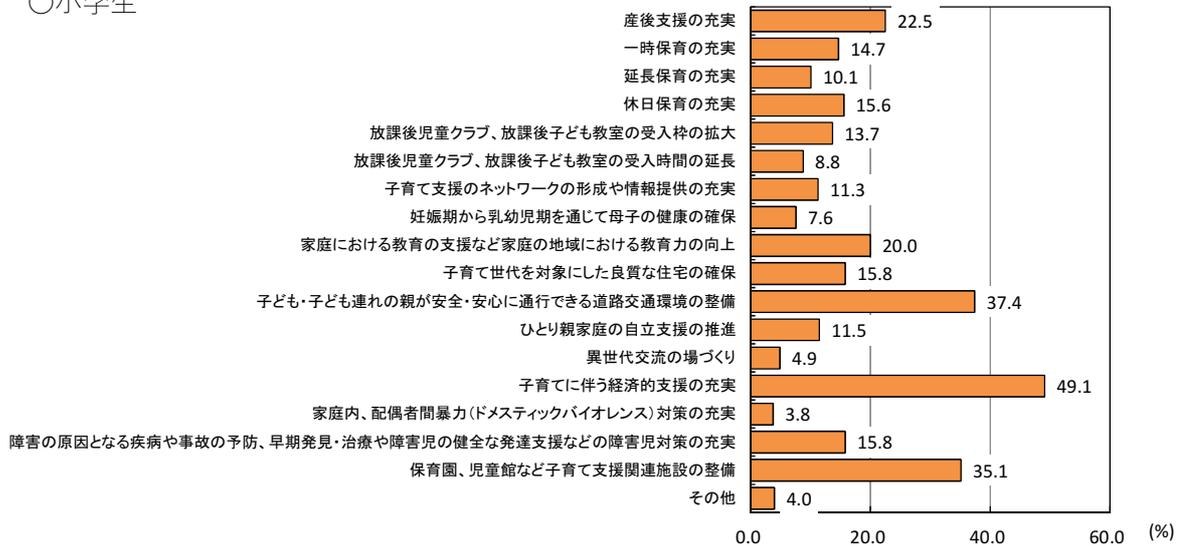
○就学前児童



- 1位 子育てに伴う経済的支援の充実 (47.2%)
- 2位 保育園、児童館など子育て支援関連施設の整備 (40.7%)
- 3位 子ども・子ども連れの親が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備 (35.4%)
- 4位 産後支援の充実 (31.0%)

- 〈前回調査結果〉
- 1位 子育てに伴う経済的支援の充実(48.0%)
  - 2位 保育園、児童館など子育て支援関連施設の整備(36.7%)
  - 3位 産後支援の充実(27.2%)
  - 4位 放課後児童クラブ、放課後子ども教育の受入枠の拡大 (24.2%)

○小学生

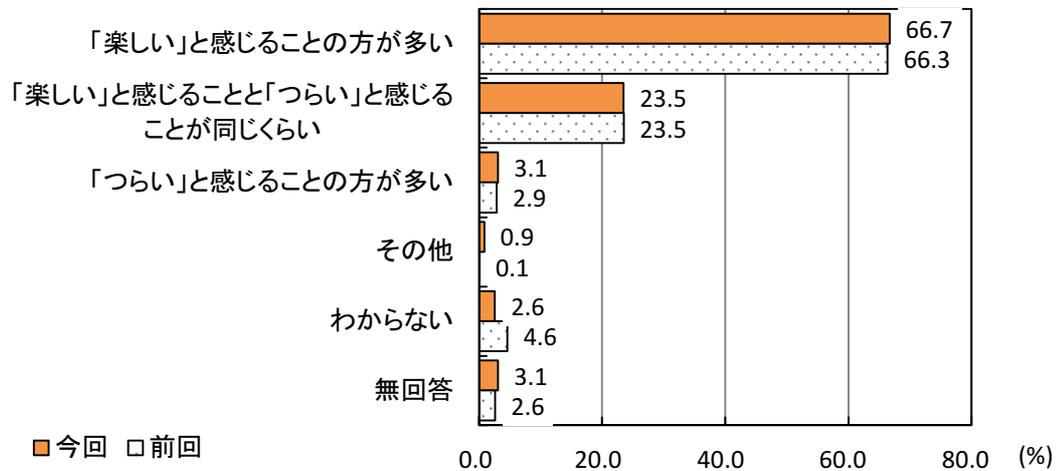


- 1位 子育てに伴う経済的支援の充実 (49.1%)
- 2位 子ども・子ども連れの親が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備 (37.4%)
- 3位 保育園、児童館など子育て支援関連施設の整備 (35.1%)
- 4位 産後支援の充実 (22.5%)

- 〈前回調査結果〉
- 1位 子育てに伴う経済的支援の充実(57.3%)
  - 2位 子ども・子ども連れの親が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備(32.8%)
  - 3位 保育園、児童館など子育て支援関連施設の整備(32.1%)
  - 4位 放課後児童クラブ、放課後子ども教育の受入枠の拡大 (26.2%)

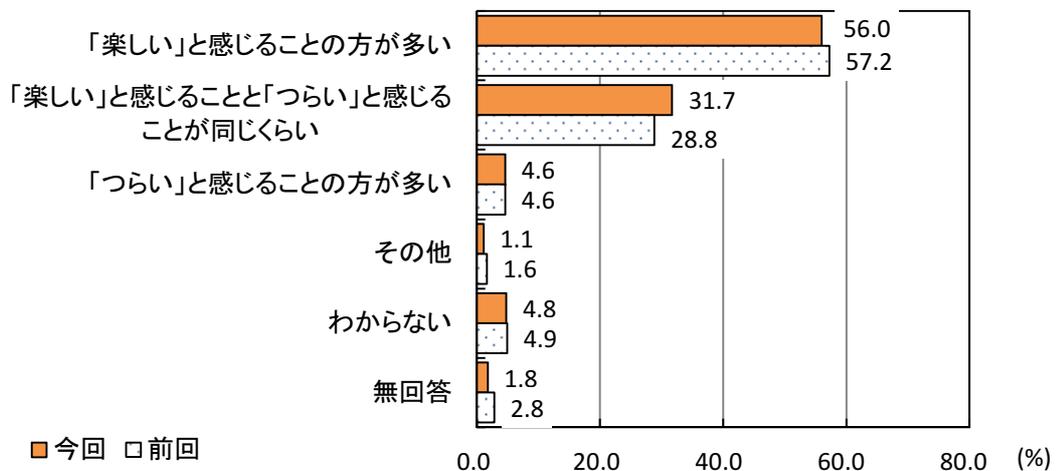
⑤子育ての楽しさ

○就学前児童



66.7%が子育てを楽しんでいると感じています。前回調査と大きな違いはありません。

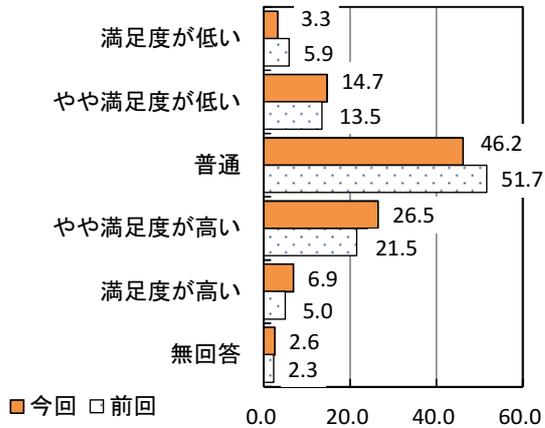
○小学生



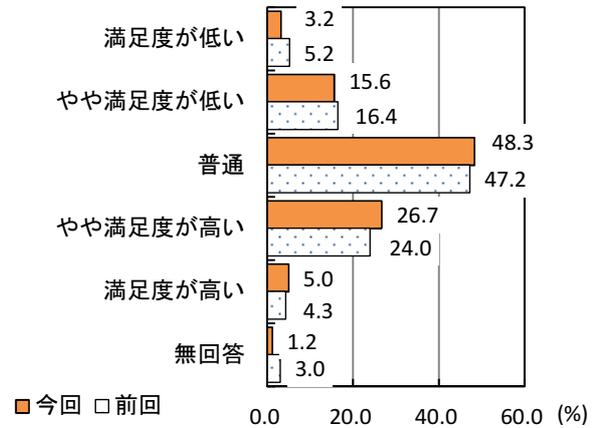
56.0%が子育てを楽しんでいると感じています。前回調査と大きな違いはありません。

⑥子育て環境の満足度

○就学前児童



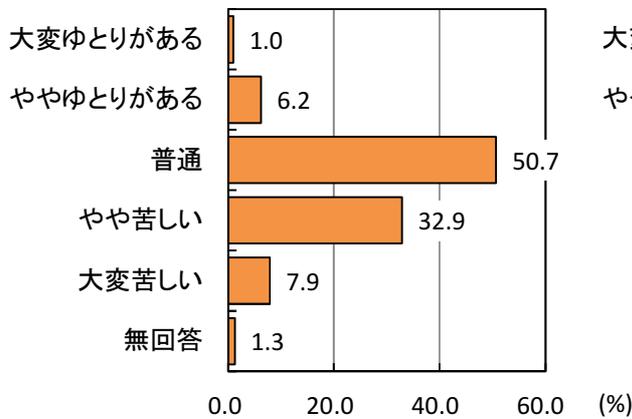
○小学生



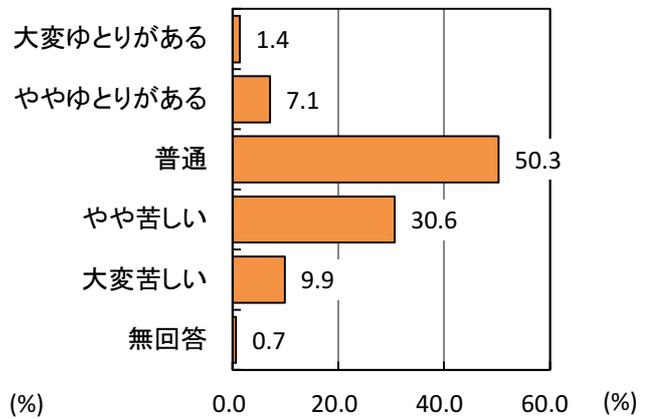
就学前児童：33.4%が子育て環境に満足しています  
 小学生：31.7%が子育て環境に満足しています  
 就学前児童も小学生も前回調査よりも「満足度」が若干高くなっています。

⑦暮らしの経済状況

○就学前児童



○小学生

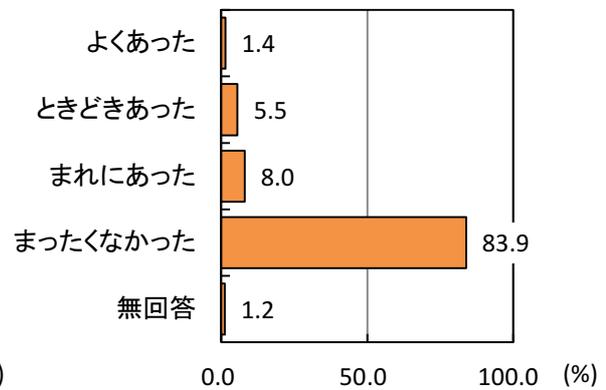
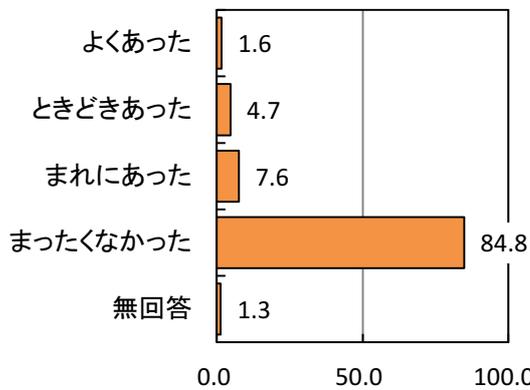


就学前児童：「普通」が50.7%、「苦しい」は40.8%となっています  
 小学生：「普通」が50.3%、「苦しい」は40.5%となっています  
 就学前児童も小学生も「ゆとりがある」よりも「苦しい」の方が多くなっています。

⑧過去1年の間に家族が必要とする食料を買えないことがあったか

○就学前児童

○小学生

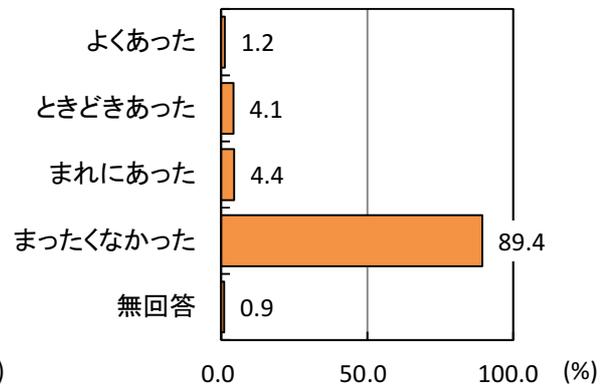
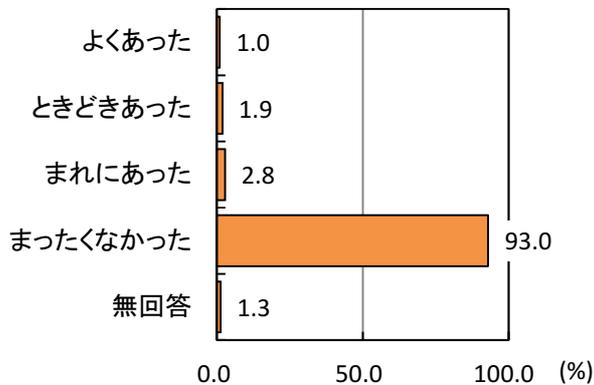


就学前児童：「あった」は13.9%となっています  
 小学生：「あった」は14.9%となっています  
 就学前児童も小学生も「まったくなかった」が8割を超えています。

⑨過去1年の間に水道又は電気料金が払えないことがあったか

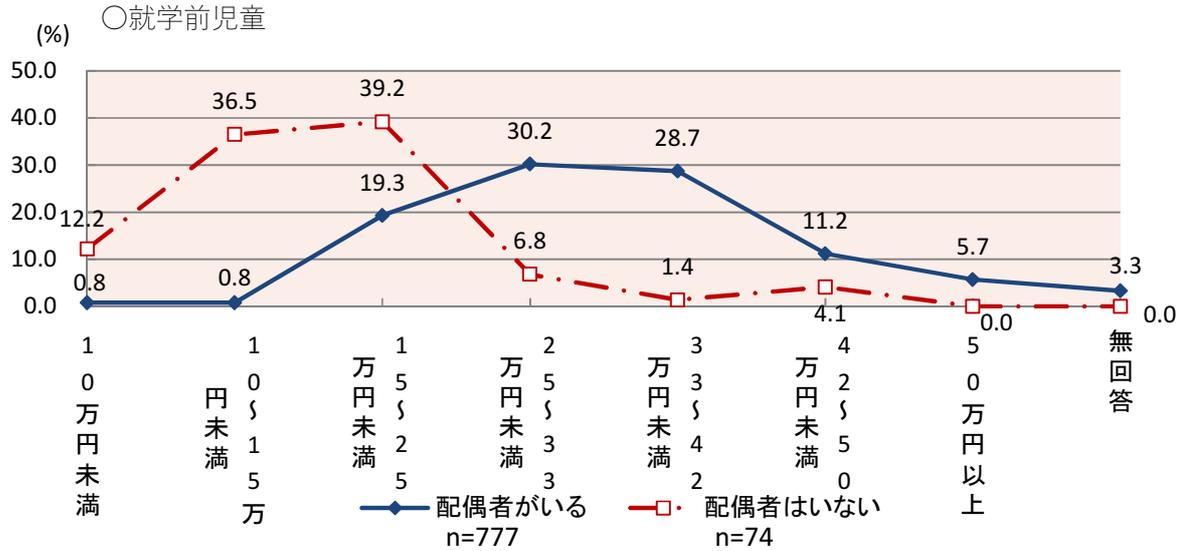
○就学前児童

○小学生



就学前児童：「あった」は5.7%となっています  
 小学生：「あった」は9.7%となっています  
 就学前児童も小学生も「まったくなかった」が9割前後を占めています。

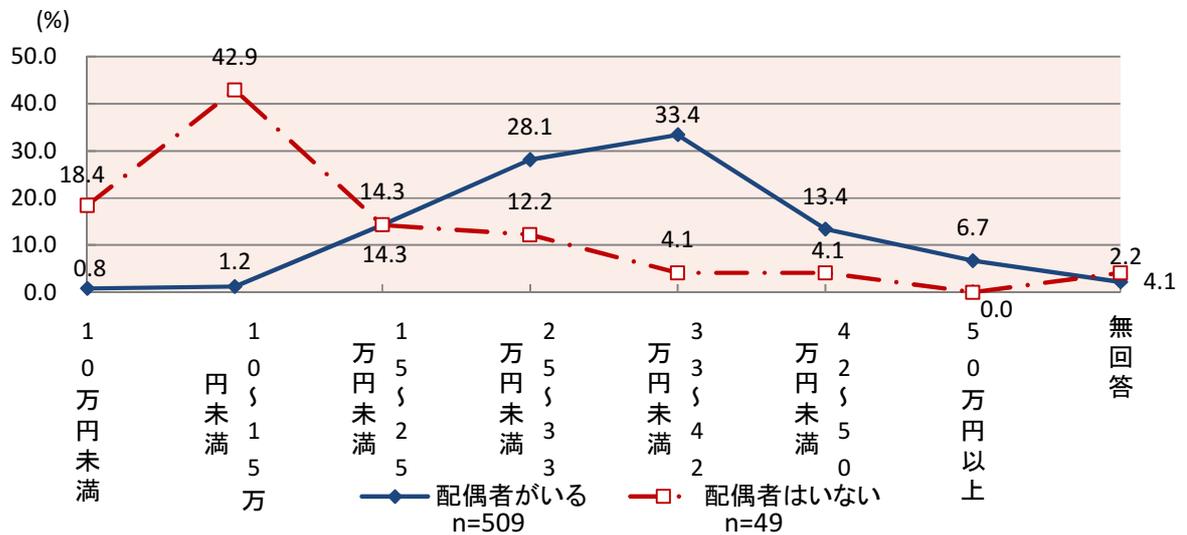
⑩生計を支えている方（両親等）の「月ごとの収入額」



配偶者がいる方  
 1位 25～33万円未満 (30.2%)  
 2位 33～42万円未満 (28.7%)  
 3位 15～25万円未満 (19.3%)

配偶者がいない方  
 1位 15～25万円未満 (39.2%)  
 2位 10～15万円未満 (36.5%)  
 3位 10万円未満 (12.2%)

○小学生



配偶者がいる方  
 1位 33～42万円未満 (33.4%)  
 2位 25～33万円未満 (28.1%)  
 3位 15～25万円未満 (14.3%)

配偶者がいない方  
 1位 10～15万円未満 (42.9%)  
 2位 10万円未満 (18.4%)  
 3位 15～25万円未満 (14.3%)

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1. 基本理念

平成22年3月に策定した「矢巾町次世代育成支援地域行動計画後期計画」において、

『次世代はばたけ 矢巾 ～夢・未来・創造 次世代が主役のまちづくり～』

を基本理念として掲げ、計画を推進してきました。

この考え方は、本町における子どもや子育て家庭を支援するうえで変わらないものであるため、本計画においても、この基本理念を継承し取組を進めます。

### 次世代はばたけ 矢巾

～夢・未来・創造 あなた次世代が主役のまちづくり～

町の将来を担う次世代の子どもたちが主役となる未来に向け、地域とともに夢を描き、ともに創造しはばたいていけるようなまちづくりがなされるようお願いを込めます。

### 2. 計画の基本的視点

基本理念をもとに、次の9つの基本的視点を踏まえ計画を推進します。

視点	内容
①子どもの視点	次代の社会を担う子どもたちの一人ひとりの権利を保障します。
②次代の親づくりという視点	子どもがたくましく生きる力を養えるような環境を整備します。
③サービス利用者の視点	多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように柔軟かつ総合的な取組を行います。
④社会全体による支援の視点	家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体がそれぞれの役割を担い、子どもが健やかに育つ環境を整えます。
⑤仕事と生活の調和の実現の視点	家庭や地域の生活などにおいて、働き方の見直しができ、子育て期など年齢期に応じて多様な選択ができるような支援を行います。
⑥すべての子どもと家庭への支援の視点	社会的養護体制について整備を進め、すべての子どもや家庭が自立した生活を送れるように支援します。
⑦地域における社会資源の効果的な活用の視点	地域における人や施設、自然環境など、あらゆる社会資源の効果的な活用を進めます。
⑧サービスの質の視点	サービスの質を向上させていくために、人材の質の向上を図るとともに、情報公開やサービスの評価等の取組を進めます。
⑨地域特性の視点	本町のおかれている地域の特性を生かし、子育て家庭への支援を進めます。

### 3. 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、次の3点を基本目標とし、計画を推進していきます。

#### (1) 安心して子どもを産み、育てることができるまち

子どもを産むか産まないかは、当事者の自由な選択に委ねられるべきものですが、産みたいのに産めない人のためには、行政や地域社会の努力が必要です。

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、母子保健の充実に努めます。

また、子育てに魅力や喜び、楽しみを感じることでできる環境や男女がともに子育てと仕事を両立できる環境の整備、子育てについての相談支援体制の整備を進め、子育ての悩みや不安の解消、負担感の軽減を目指します。

#### (2) 子どもたちが健やかにのびのびと育つまち

子どもの社会性は、家庭、学校、地域社会で育まれます。

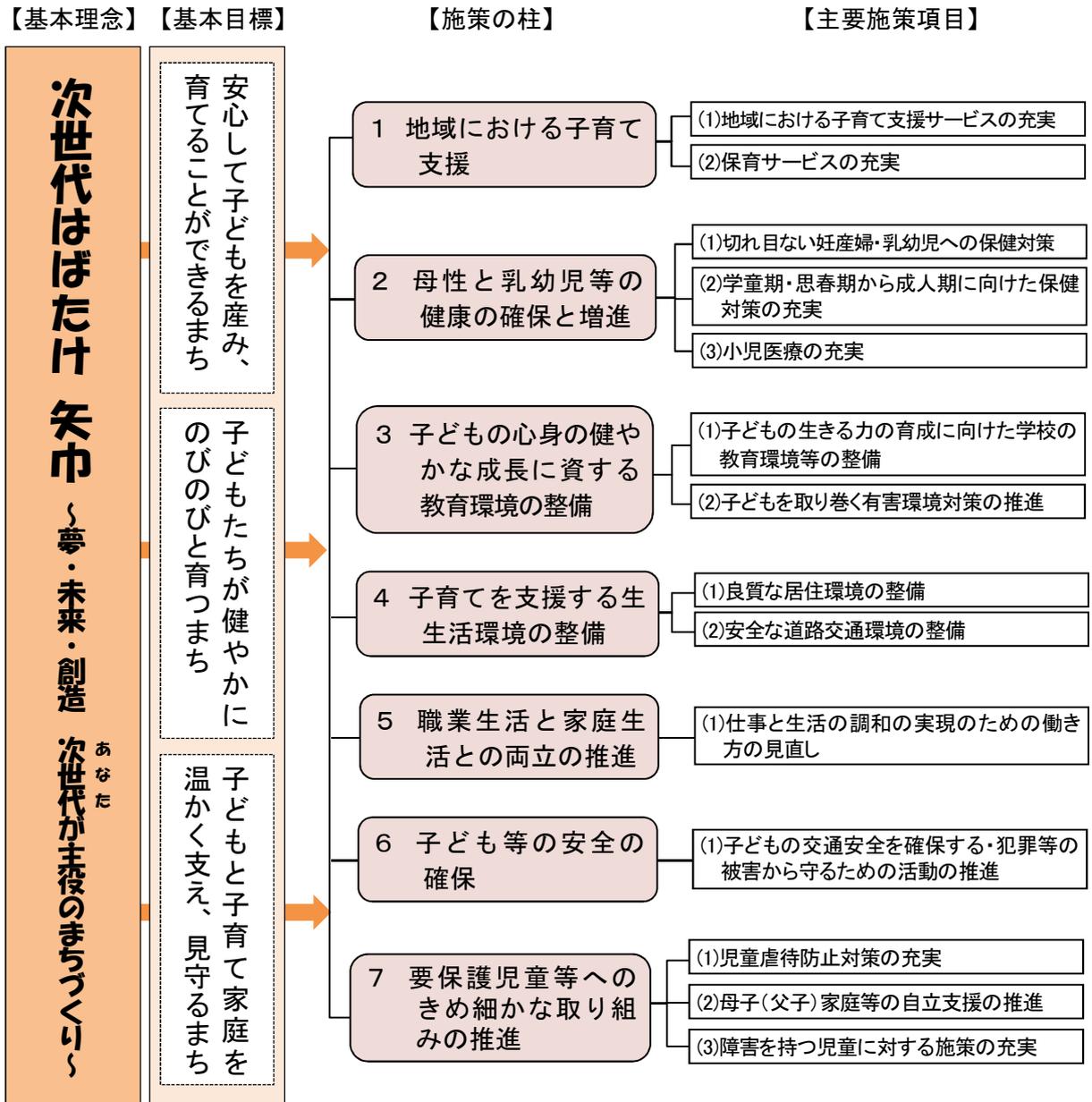
子どもが、ゆとりある教育、遊び、様々な体験や交流を通して豊かな人間関係を築き、社会性を育み、健康でのびのびと成長し自立できるよう、子どもの視点に立って、環境の整備等を進めます。

#### (3) 子どもと子育て家庭を温かく支え、見守るまち

次世代育成支援対策推進法の理念にあるように、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」のは当然のことであり、地域社会は親の子育てへの側面的支援となりますが、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、社会全体で支援することが求められています。

「ひとりで子育てをしているのではない」という感覚をすべての親が持てるよう、自分の子どもの有無にかかわらず、子どもの成長に温かなまなざしを注ぐ人が増えていくような地域社会を目指し、子どもと家庭を地域全体で支えていく取り組みを進めていきます。

## 4. 施策体系



## 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### 1. 教育・保育提供区域

#### (1) 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 1 号において、教育・保育提供区域とは「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進しています。

#### (2) 教育・保育提供区域の設定

本町は、町域全体を教育・保育提供区域としてとらえ、1 区域に設定し町全体の需要量を推計し、この需要に対する供給量と供給の方法を定めます。

### 2. 幼児期の学校教育・保育

#### (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

##### ■これまでの取組

平成 28 年度から平成 31 年度までに保育所 4 園が認定こども園に移行し、小規模保育施設が 2 園開所したことにより、定員増を図り、待機児童の解消に努めてきました。

##### ■今後の取組の方向性

保育施設の定員増を進めてきましたが、女性の就業率の増加により出産後すぐに職場復帰を希望する女性も多く、今後さらに保育ニーズが高くなることが想定されるため、今後は、特に 3 号認定の定員確保に向けた取り組みが必要です。

##### ■認定区分と量の見込み

令和 2 年度から 6 年度までの計画期間における教育・保育の量の見込みは、ニーズ調査結果と人口推計結果をもとに認定区分ごとに算出します。ただし、ニーズ調査結果と実態に乖離があると考えられる数値については、必要な補正を行い、子ども・子育て会議における審議を経て設定しました。

#### ○認定区分と対象児童・施設

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	3-5歳、教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定	3-5歳、保育を希望	保育所、認定こども園
3号認定	0-2歳、保育を希望	保育所、認定こども園、地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

## ○幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(単位：人)

		実績値		推計値				
		H30年度	31年度	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号 認定	人口推計	711	729	734	733	711	698	688
	量の見込み	118	114	134	134	130	128	126
2号 認定	人口推計	711	729	734	733	711	698	688
	量の見込み	510	524	557	556	539	530	521
3号 認定	人口推計	692	662	658	648	636	623	608
	量の見込み	393	382	462	455	447	438	427

※実績値：福祉・子ども課（各年度4月1日現在）

## (2) 提供体制の確保、内容、実施時期

設定した量の見込みに対し、教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制、確保内容及び実施時期（確保方策）を認定区分別に設定します。

表 27－教育・保育施設一覧

施設名	施設区分	運営主体	定員(人)		所在地域
			分類	合計	
煙山保育園	保育所	矢巾町	150	150	上矢次
徳田保育園	保育所	(社福)土淵朗親会	150	150	東徳田
北川保育園	保育所	(社福)土淵朗親会	90	90	流通センター南
ニチイキッズ やはば駅前保育園	保育所	(株)ニチイ学館	60	60	駅東
北高田こども園	幼保連携型 認定こども園	(社福)吉祥会	1号 9 2号 81 3号 69	159	高田
こずかたこども園	幼保連携型 認定こども園	(社福)敬愛会	1号 6 2号 54 3号 46	106	又兵衛新田
矢巾中央幼稚園・ 矢巾中央保育園	幼保連携型 認定こども園	(学)紅葉学園	1号 116 2号 54 3号 30	200	南矢幅
やはばこども園	幼保連携型 認定こども園	(社福)矢巾親和会	1号 10 2号 30 3号 40	80	南矢幅
ふどうこども園	幼保連携型 認定こども園	(社福)矢巾親和会	1号 9 2号 65 3号 51	125	室岡
ベビーハウス Moi	小規模保育 事業所 B	個人	3号 10	10	流通センター南
ぐらんまえん	小規模保育 事業所 B	個人	3号 10	10	白沢

① 1号認定（3～5歳、教育ニーズ）

【量の見込み・確保方策】

（単位：人）

		実績値		推計値				
		H30年度	31年度	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		135	150	134	134	130	128	126
②確保方策	幼稚園、認定こども園	135	150	150	150	150	150	150

【確保方策の内容】

現況の幼稚園及び認定こども園の定員維持に向け、保育士確保等に努めます。

② 2号認定・3号認定（保育ニーズ）

・ 2号認定（3～5歳）

【量の見込み・確保方策】

（単位：人）

		実績値		推計値				
		H30年度	31年度	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		516	516	557	556	539	530	521
②確保方策	保育所、認定こども園	546	553	553	553	553	553	553
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

現状で量の見込み分については確保できているため、現行の体制を維持していきます。

・ 3号認定（0歳）

【量の見込み・確保方策】

（単位：人）

		実績値		推計値				
		H30年度	31年度	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		125	102	119	115	113	111	107
②確保方策	保育所、認定こども園	100	103	103	103	103	103	103
	特定地域型保育事業※	0	5	8	8	8	8	8
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
保育利用率				52.9%	54.1%	55.2%	56.3%	58.4%

※特定地域型保育事業とは、0歳児から2歳児を対象とした少人数の子どもを保育する事業で、以下の4種類があります。

小規模保育事業：利用定員6人以上 19人以下の小規模な施設できめ細やかな保育を行うサービス

家庭的保育：利用定員5人以下で保育を行う者の居宅など、家庭的な雰囲気で行う保育サービス

居宅訪問型保育：保護者の居宅で1対1の保育を行うサービス

事業所内保育：事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育するサービス

【確保方策の内容】

保育士の確保と地域型保育を推進し、保育体制を整えていきます。

・ 3号認定（1～2歳）

【量の見込み・確保方策】

（単位：人）

		実績値		推計値				
		H30年度	31年度	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		331	325	343	340	334	327	320
②確保方策	保育所、認定こども園	294	314	314	314	314	314	314
	特定地域型保育事業	10	10	21	21	21	21	21
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
保育利用率				74.8%	75.6%	77.0%	78.6%	80.1%

【確保方策の内容】

保育士の確保と地域型保育を推進し、保育体制を整えていきます。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業（量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期）

#### ■これまでの取組

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対する助言や適切なサービス提供につなげてまいりました。

町内保育施設5か所で体調不良児保育事業を実施し、平成30年度から紫波町と連携協定を締結している病児保育事業は、平成31年度からは盛岡市及び滝沢市とも協定を締結し受入施設の拡大しております。

#### ■今後の取組の方向性

これまでの取り組みを継続しながら、多様化する保育ニーズに対応するため、地域で子育て世代の支援を行うファミリー・サポート・センター事業の実施に取り組むとともに、町内施設における病児保育事業の実現に向けて今後とも関係機関との調整を図ってまいります。

#### ■令和元年度実績と令和6年度予定

給付区分	令和元年度（4月～9月実績）			令和6年度（予定）		
	実施の有無	人数	か所数	実施の有無	人数	か所数
利用者支援事業（か所数）	有	66	1	有	100	1
地域子育て支援拠点事業（か所数、人数）	有	3,555	3	有	7,200	3
乳幼児家庭全戸訪問事業（訪問人数）	有	89		有	204	
養育支援訪問等事業（訪問人数）	有	73		有	150	
子育て短期支援事業（延人数、施設数）	有	3	4	有	25	5
ファミリー・サポート・センター事業（会員人数）	無			有	60	1
一時預かり事業（幼稚園）	—	—	—	—	—	—
一時預かり事業（保育所）	有		3	有		3
一時預かり事業（認定こども園）	有		5	有		5
一時預かり事業（その他）	有		2	有		2
延長保育事業	有		11	有		11
病児保育事業（体調不良児対応型）	有		5	有		5
放課後児童クラブ（登録児童数）	有	533	4	有	493	4
低所得者に対する実費徴収に係る補足給付を行う事業	無			有		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	無			有		
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	有			有		

令和2年度から6年度までの計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、ニーズ調査結果と人口推計結果をもとに算出します。ただし、ニーズ調査結果と実態に乖離があると考えられる数値については、必要な補正を行い、子ども・子育て会議における審議を経て設定しました。

また、提供体制、確保内容及び実施時期（確保方策）を事業別に設定します。

### (1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うこと、子どもや保護者から利用にあたっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるように必要な情報提供・助言を行うこと、また、関係機関との連絡調整を行います。

#### 【量の見込み・確保方策】

(単位：か所)

	H30 年度 (実績値)	R2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	-	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1	1

#### 【確保方策の内容】

平成 29 年度から母子保健型として、健康長寿課で専門保健師を配置し相談対応しています。また、福祉・子ども課、子育て支援センター等で、相談や情報提供、調整を行う体制で実施しています。現行の体制で今後も適切な支援を継続できるように取り組みます。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児や保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

#### 【量の見込み・確保方策】

	H30 年度 (実績値)	R2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み(延べ人数)	7,166	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
②確保方策(施設数)	3	3	3	3	3	3

#### 【確保方策の内容】

地域子育て支援拠点事業については、ひろばを 3 か所設置し、子育て相談、情報提供、助言など支援を行いました。

現状の体制で量の見込み分については対応できていますが、開所日の調整を行い各施設での利用者の平準化を図りながら、現行の体制を維持するよう努めます。

### (3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供につなげます。

#### 【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	H30年度 (実績値)	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	212	220	216	212	208	204
②確保方策	実施体制：健康長寿課の保健師と子育て支援センター職員で実施 実施機関：矢巾町					

#### 【確保方策の内容】

事業実施については、健康長寿課の保健師と子育て支援センターの職員による訪問を行っており、今後も同様の体制で実施し、100%の実施率を目指します。

### (4) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した訪問による養育支援が必要とされる子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待のおそれを抱えている家庭、若年妊婦等の妊娠期からの継続的支援が必要な家庭等に訪問し、養育に関する相談・助言・指導その他必要な支援を行います。

#### 【量の見込み・確保方策】

	H30年度 (実績値)	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(人)	118	150	150	150	150	150
②確保方策	実施体制：子育て支援センター職員(保健師・保育士・児童指導員等)で実施 実施機関：矢巾町					

#### 【確保方策の内容】

事業実施については、子育て支援センターの職員による訪問を行っており、今後も同様の体制で実施します。

#### (5) 子育て短期支援事業

保護者の疾病、仕事あるいは社会的事由、育児疲れ等により、家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で預かる短期間入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業です。

##### 【量の見込み・確保方策】

	H30 年度 (実績値)	R2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み(人)	24	25	25	25	25	25
②確保方策 (契約施設数)	4	5	5	5	5	5

##### 【確保方策の内容】

現在 4 か所の施設と短期入所の委託契約を締結しており、過去の利用状況を見ると母親の体調不良や出産による入院で利用されています。令和 2 年度からは、5 か所となる見込みです。

#### (6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児に関する相互支援を行う会員組織活動を推進する事業です。

##### 【量の見込み・確保方策】

		H30 年度 (実績値)	R2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み (延べ人数)	就学前児童	1,192	5,657	5,608	5,473	5,367	5,263
	就学児	-	61	62	63	63	63
②確保方策(施設数)		-	1	1	1	1	1

##### 【確保方策の内容】

量の見込みの増加分については令和 2 年度よりファミリー・サポート・センターを設置し対応します。

## (7) 一時預かり事業

### ①幼稚園1型(こども園における在園児を対象とした預かり保育)

幼稚園及びこども園に在籍する満3歳以上の児童(1号認定)で、教育時間の前後又は長期休業日等に幼稚園及びこども園において、一時的に園児を預かります。

#### 【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

	H30年度 (実績値)	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(延べ人数)	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865
②確保方策(延べ人数)	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865

#### 【確保方策の内容】

量の見込みの増加分については現状の体制で確保できるため、現行の体制を維持します。

### ②一般型

保育施設等に通っていない、又は在籍していない乳幼児を対象として、1歳～未就学児童を幼稚園及びこども園等において、一時的に園児を預かります。

#### 【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

	H30年度 (実績値)	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(延べ人数)	116	116	116	116	116	116
②確保方策(延べ人数)	116	116	116	116	116	116

#### 【確保方策の内容】

量の見込みの増加分については現状の体制で確保できるため、現行の体制を維持します。

## (8) 時間外保育事業

基本保育時間の前後に延長して児童を預かる事業です。

### 【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	H30 年度 (実績値)	R2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	362	415	412	402	394	387
②確保方策	421	421	421	421	421	421

### 【確保方策の内容】

入所児童数の増加に伴い、時間外保育（延長保育）の利用も増加傾向となっています。  
量の見込みの増加分については現状の体制で確保できるため、現行の体制を維持します。

## (9) 病児・病後児保育事業

保育所通所中の児童が病気等の際に、集団保育の困難な期間、その児童を保育所、病院等に付設された専用スペースなどで一時的に預かるサービスです。

### 【病児・病後児保育事業を実施する施設一覧】

施設名	住所
紫波中央病児保育室	紫波町紫波中央駅前2丁目 3-94
たんぼぼ病児保育所	盛岡市上田字松屋敷 11-14
虹っ子ケアルーム	盛岡市津志田 26-30-1
病児保育室「ままぼけっと」	盛岡市向中野 3 丁目 10-6
病児保育室フレンズ	盛岡市緑ヶ丘四丁目 1-50 アスティ緑ヶ丘1階
キッズケアルーム風船	滝沢市穴口 377-1
グレイス病児保育室	滝沢市葉の木沢山 556-17

### 【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	H30 年度 (実績値)	R2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	延べ 1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
②確保方策	1,276	1,276	1,276	1,276	1,276	1,276

### 【確保方策の内容】

平成 29 年度から紫波町と広域連携の協定を締結し、紫波中央病児保育室において病児保育事業を実施しております（平成 30 年度 延べ 124 人、実利用児童数 31 人）。平成 31 年度から盛岡市・滝沢市と広域連携の協定を締結し、盛岡市 4 施設、滝沢市 2 施設で事業を実施しております。

また、町内 5 か所（煙山保育園、北高田こども園、こずかたこども園、ふどうこども園、やはばこども園）において体調不良児保育を行っております（平成 30 年度 延べ 1,152 人）。

現在、町内施設において病児・病後児保育事業を実施していませんが、ニーズの増加に対応するため、今後も医師会等と調整し事業の実施を検討します。また、当面は広域的な連携を基に対応していきます。

## (10) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等で昼間家庭に居ない小学校児童に対し、授業の終了後などに児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

### 【放課後児童健全育成事業を実施する施設一覧】

施設名	住所
児童館	
徳田児童館	大字西徳田 3-108
煙山児童館	大字北矢幅 1-27-4
不動児童館	大字室岡 12-223-1
矢巾東児童館	医大通二丁目 3-1

### 【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

		H30 年度 (実績値)	R2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	低学年	302	272	273	282	281	280
	高学年	162	208	207	205	212	213
②確保方策	低学年	302	272	273	282	281	280
	高学年	162	208	207	205	212	213

### 【確保方策の内容】

平成 27 年度から放課後児童健全育成事業の対象児童（登録児童）を 3 年生までから 6 年生までに拡大しており、全体の登録児童数は増加傾向となっています。

今後、専用区画面積が基準値を下回る児童館が見込まれた場合には、児童館の改修や小学校の教室利用等を検討し、量の見込みについて対応します。

#### **(11) 低所得者に対する実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年度から、副食材料費の実費徴収に係る補足給付事業として、新制度未移行幼稚園に通う児童の給食費のうち、副食材料費（おかず代等）相当額を給付しています。対象児童は、年収 360 万円未満相当の世帯の児童、又は所得にかかわらず第 3 子以降の児童です。

#### **(12) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後、必要性を検討し、状況に応じて実施します。

#### **(13) 子どもを守る地域ネットワーク強化事業**

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応するために、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図る事業です。

本町では既に実施しており、引き続き関係機関と連携した子どもの安全確保に努めます。

#### 4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

##### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

町内の教育・保育施設ではこれまで4施設が幼保連携型認定こども園へ移行し、教育・保育の質の向上を図りました。今後も認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行ってまいります。

##### (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の町が行う必要な支援

今後も矢巾町保育協議会において開催されている幼稚園教諭と保育士の合同研修と連携し、支援してまいります。

##### (3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及び推進方策

核家族化や仕事と子育ての両立が困難な状況にある中、教育・保育事業において本町では認可保育所や幼保連携型認定こども園、特定地域型保育事業により子育て支援を行っておりますが、3歳児未満の保育については供給が不足となっていることから引き続き保育士の確保と地域型保育を推進し、保育体制を整えてまいります。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業を実施しており、今後はさらに、地域で子育て世代の支援を行うファミリー・サポート・センター事業の実施や、町内施設における病児保育事業の実現に向け、取り組んでまいります。

##### (4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進方策

「矢巾町幼保小接続プログラム」に基づき、幼保小連携協議会の実施や、就学支援に関わる保育見学、また、園児と児童の交流会を行うなど、連携について取り組んでまいりました。今後ともこれまでの取り組みを継続するとともに、令和2年度に行われる機構改革により、一層の幼保小連携が図られるように努めてまいります。

## 5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

### (1) 公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法についての検討

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始となり保育料とともに、幼稚園や認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等の利用費なども無償化の対象となりました。

表 28－対象事業等

項 目	内 容	
幼稚園(新制度未移行)	月額 25,700 円	※幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて金額が変動します。
預かり保育事業(幼稚園、認定こども園の1号)	月額 11,300 円	
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	3歳から5歳まで月額 37,000 円 0歳から2歳まで月額 42,000 円 (住民税非課税世帯)	※保育所等に入所していない児童が対象

#### 【給付方法】

預かり保育や認可外保育施設等の利用料については、従来どおり、園または施設等にお支払いいただき、必要書類をそろえて町に請求し、町から申請者に対して給付します(償還払い)。

### (2) 県との連携の方策

新たな施設の開所等について、今後とも県との連携を図り、対象施設の把握に努めてまいります。

## 第5章 分野別施策の推進

### 1. 地域における子育て支援

#### ■これまでの取組

妊娠届出時にすべての妊婦に対して、専門職(保健師等)による健康相談(保健指導)を実施し、訪問指導や子育て支援センター等による相談体制の充実を図り、妊娠から出産までの時期を安心して過ごすことができるように支援しました。また、育児相談ダイヤルを設置し、育児に関する相談体制の充実を図りました。

養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が必要とされる家庭や、児童虐待のおそれを抱えている家庭、若年妊婦等の妊娠期からの継続的支援が必要な家庭等を訪問し、養育に関する相談・助言・指導その他必要な支援を行いました。

地域子育て支援拠点事業については、ひろばを3か所設置し、子育て相談、情報提供、助言など支援を行いました。その他、子育て世代活動支援センター「どんぐりっこ」において生後6か月から就学前までの一時預かり事業、子育て世代の交流事業、育児相談サポート事業、子育て講座事業等を実施しています。

子ども医療費助成については、未就学児のほか平成27年8月から小学校3年生まで、平成28年4月からは小学校卒業まで、平成29年4月から中学校卒業まで、平成31年4月からは高校生までを対象として子育て世帯の医療費負担の軽減を図りました。

保育施設については、平成28年度から令和元年度までに保育所4園が認定こども園に移行したことにより、教育・保育の質の向上を図りました。また、0歳児の児童の入所に係る環境整備として、令和元年度までに小規模保育施設2か所の開所と定員増を図りました。また、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に入所できるよう、母子健康手帳交付の際、出産後の子育て環境に関する聞き取り調査等を行い、情報提供や相談支援を行いました。

保育料については、国基準額から約40%の軽減を行っているとともに、第3子以降のいる世帯への本町独自の支援として、中学生以下から数えて第3子以降の児童の保育料を半額にしています。また、保育料の無償化に伴い、所得割額の条件はありますが、副食費についても助成しています。

平成30年度からは、子育て支援員を養成する研修会を開催し、地域における子育て支援の充実を図りました。

経済的な困難を抱えている児童生徒の保護者に対し、学用品費や医療費等の助成を行い義務教育の円滑な実施を図りました。

## (1) 地域における子育て支援サービスの充実

### ①現状と課題

ニーズ調査によると、5割以上の保護者が子育てについて何らかの不安や悩みを抱いていますが、父母や周囲の友人・知人等へ相談する割合が高く、より身近な方に相談する傾向があります。

正しい知識の普及を図るためにも、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、訪問や相談事業を充実させ、正しい知識の普及を図ることが必要となっています。

また、ニーズ調査では、子育て支援に関して行政に充実してほしいこととして、「子育てに伴う経済的支援の充実」と答えた保護者が、就学前児童、小学生ともに約5割を占め最も多くなっています。

### ②施策の方向

現状の取り組みを引き続き行い、事業の充実を図ります。

## (2) 保育サービスの充実

### ①現状と課題

本町ではサービス業が7割を超えており、通常保育に合った就労時間、曜日とはなっていない世帯も増えていると考えられ、多様な保育サービスが求められています。

女性の就業率が5割を超え、子育てと就労が両立できる環境づくりなどが求められています。また、ニーズ調査では現在就労していない母親のおよそ7割が就労意向を示していることから、潜在的な保育ニーズもみられます。

本町では、公立保育所1か所、私立保育所3か所、幼保連携型認定こども園が5か所、小規模保育事業所が2か所あります。それぞれで通常保育のほか、延長保育、休日保育等に取り組んでいます。

今後も多様な、かつ潜在的な保育ニーズの要望に対し、子どもの視点に立ったきめ細やかで柔軟な保育サービスの提供を図ることが課題となっています。

### ②施策の方向

「矢巾町幼保小接続プログラム」に基づいた交流連携等、これまでの取り組みを継続するとともに、令和2年度に行われる機構改革により、一層の幼保小連携が図られるように努めてまいります。

これまで4施設が幼保連携型認定こども園へ移行し、教育・保育の質の向上を図りました。今後も認定こども園へ移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行ってまいります。また、今後も矢巾町保育協議会において開催されている幼稚園教諭と保育士の合同研修と連携し、支援してまいります。

保育料については、引き続き、軽減を行うとともに、多子世帯に対する助成を進めてまいります。

## 2. 母性と乳幼児等の健康の確保と増進

### ■これまでの取組

健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊産婦の家庭を早期に把握するとともに、養育支援訪問事業などの支援につなげてまいりました。

保健の授業等において、医師や助産師等の外部講師による思春期に関する講演を行い、性と生命に関する理解を深めています。また、タバコや薬物についても同様に授業等で取り扱い、健康被害についての理解促進につなげています。

### (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

#### ①現状と課題

妊娠から乳幼児期の子育てまでの期間は、身体的・精神的に不安定で、育児不安を抱える保護者が多くみられます。ニーズ調査では、子どもをもつ保護者の5割以上（就学前51.2%、小学生53.8%）が子育てに関し不安や負担感を抱いており、妊婦の健康管理や育児に臨む心構えなどについての指導が必要となっています。また、妊婦本人や周囲の喫煙による胎児への影響が懸念されており、生活習慣についての指導も含めた健康教育を行う必要があります。

平成29年の乳児健診（9～12か月健診）の受診率は100%を越え高い率になっておりますが、平成29年の3歳児の乳歯保有率は全国や岩手県平均を下回っています。

#### ②施策の方向

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を目的として、矢巾町子育て世代包括支援センター事業を実施し、安心して子育てができるよう母子健康手帳の交付時や乳幼児健診などにおいて、保健師、助産師、栄養士などの専門スタッフが寄り添い、子育てのサポートをしてまいります。

## 妊産婦健診事業

妊娠期間中に合計 14 回まで、産後は 2 回まで健康診査受診票を利用して医療機関で健診を受けることができます。

受診票は母子健康手帳交付時に渡しています。

里帰り等で県外の産婦人科で健診を受ける場合は別途手続きが必要です。

### 【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	H30 年度 (実績値)	R2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	197	220	216	212	208	208
②確保方策	実施場所: 県内の医療機関 実施体制: 事業委託 実施時期: 通年					

### 【確保方策の内容】

妊婦健診は、ひとり当たり 14 回（健診 14 回：110,450 円と子宮頸がん検診：3,760 円 計 114,210 円）、産婦健診は、2 回以内（上限 5,000 円/回）受けることができます。

事業の実施については事業委託で行っており、今後も同様の体制で実施し、すべての妊産婦が健診を受けるように周知啓発に努めます。

## (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

### ①現状と課題

妊娠中の喫煙により妊娠・出産上のリスクが高まることから、妊婦の喫煙をなくす取組を推進する必要があります。また、青少年の薬物乱用が社会問題となっています。本地域においても、新たな喫煙者を増やさないための指導や青少年の薬物乱用を防ぐ教育が必要となっています。

また、命の尊さや親となる責任、バースコントロールについて考えてもらうため、学校教育において性（生）についての知識を教える取組が必要です。

### ②施策の方向

引き続き、タバコや薬物の健康被害、性と生命についての教育を行い、理解促進に努めてまいります。

## (3) 小児医療の充実

### ①現状と課題

本町に岩手医科大学新附属病院が移転したことに伴い、小児・周産期、救急部門の機能が強化されました。

ニーズ調査によると、「病気や発育・発達に関すること」に対する悩み等が就学前児童では24.8%、小学生では16.4%となっています。

また、危険な状態にある妊産婦や未熟児等に対応するため、県等関係機関と連携して周産期医療のためのネットワークの整備を図る必要があります。

### ②施策の方向

県、盛岡広域医療圏域、市町及び医師会等関係機関と連携して、小児救急医療体制の充実、周産期医療体制の充実を促進してまいります。

また、乳幼児期の健康診査を核に、各種母子保健事業及び町内保育所等での心理判定員による巡回相談の実施により、住民のニーズに合わせた相談体制の提供に努めるとともに、幼児期から学童期にあつては、教育委員会と連携した支援体制の整備を図ってまいります。

### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### ■これまでの取組

幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る取り組みとして、町教育研究所と連携を強化し、情報共有に努めました。

各学校における情報モラル教育を実施し、利用マナーやモラル、依存症の恐ろしさを学ぶことができました。

#### (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

##### ①現状と課題

本町には小学校が4校（徳田、煙山、不動、矢巾東）、中学校が2校（矢巾、矢巾北）あり、小学生1,447人、中学生741人が在学しています（岩手県「学校一覧」令和元年5月1日現在）。

児童生徒の教育については、自ら考え、進んで行動するたくましく生き生きとした人間を育てることを目指し、家庭、地域社会、学校が一体となって学校環境の充実を図るとともに、学校適応支援員や特別支援教育支援員を継続的に配置しています。

国では「いじめ防止対策推進法」が平成25年に、本町では「矢巾町いじめ防止対策に関する条例」が平成29年に施行されました。その他、いじめの防止等に関係する機関等との連携を図るため「矢巾町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ対策を推進しているほか、町教育委員会及び各学校において「いじめ防止基本方針」を策定し実践することで、いじめのない学校環境の確立に努めています。

##### ②施策の方向

「矢巾町幼保小接続プログラム」に基づいた交流連携等、これまでの取り組みを継続するとともに、令和2年度に行われる機構改革により、一層の幼保小連携が図られるように努めてまいります。

本町児童生徒の学力向上については、積極的に推進するとともに老朽化が進む学校施設の整備に努めます。

また、適切な学校環境の確保に向けた学区の見直しについては、行政区の再編に併せて住民との協議に基づき検討します。

## (2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### ①現状と課題

少子化、情報化、国際化が進む中、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。同時に、核家族化の進行やひとり親家庭の増加などに伴い、家庭において家族のふれあいが不足することで基本的な生活スキルが低下する可能性があります。

また、インターネットの普及や情報化の進展など、コミュニケーション手段が変化することに伴い、地域での人間関係が希薄化し、地域活動への関心が薄れ、異年齢間での交流が減少しています。このような情報化の進展によって、多種多様な情報に触れることができる一方で、受け取る情報量が過重となり、自ら考えて行動する力が弱まっていると言われてしています。

インターネットの普及や情報化の進展により、スマートフォン等の新たな情報機器（ICT 機器）の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れやコミュニティサイト等に起因する福祉犯被害等が問題となっています。

### ②施策の方向

これまで以上に ICT 機器の普及が見込まれることから、時代の要請にあわせたブラッシュアップを行い、情報教育を行ってまいります。

## 4. 子育てを支援する生活環境の整備

### ■これまでの取組

歩道整備については、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮し、段差の少ないセミフラットタイプの歩道整備を行いました。

町営住宅については、平成 30 年度に町営住宅整備方針の検討を行い、令和元年度には集約化に向けた計画の策定を行いました。

### (1) 良質な居住環境の整備

#### ①現状と課題

ニーズ調査によると、子育て支援に関して行政に充実してほしいこととして、就学前児童、小学生ともに、「子育て世代を対象にした良質な住宅の確保」がそれぞれ1割以上から挙げられています（就学前児童 19.4%、小学生 15.8%）。

また、本町への定住ニーズが高まっており、希望する人に適切な住宅供給が図られるよう、総合的な観点から住宅政策を推進することが求められています。

#### ②施策の方向

町営住宅については、長寿命化対策を行うほか集約化を進めていながら住宅セーフティネットとして、引き続き子育てしやすい住環境づくりを図ります。

### (2) 安全な道路交通環境の整備

#### ①現状と課題

ニーズ調査によると、子育て支援に関し行政に充実してほしいこととして「子ども・子ども連れの親が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備」と答えた保護者が就学前児童では 35.4%、小学生では 37.4%とニーズが高くなっています。

また、自由記述意見でも通学路に歩道が未整備な箇所があることから、通学への不安や、自動車交通量の増加から交通安全に対する不安について意見が挙げられています。

#### ②施策の方向

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を進めてまいります。

## 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

### ■これまでの取組

県等が主催するワークライフバランスに関するセミナーやイベントについて、町広報誌やホームページに掲載し、情報提供と制度の周知を図りました。

### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

#### ①現状と課題

ニーズ調査では、育児休業を取得していない就学前児童の母親は 11.6%、小学生の母親は 15.4%に対し、父親は、就学前児童では 84.6%、小学生 85.7%となっています。また、育児休業を取得していない理由として、母親で最も多いのは「子育てや家事に専念するために退職した」（就学前児童 31.3%、小学生 35.6%）、父親では就学前児童は「配偶者が育児休業制度を利用した」40.1%、小学生では「仕事が忙しかった」29.5%が最も多くなっています。父親、母親ともに「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」も高くなっています。

#### ②施策の方向

今後も県や企業、労働団体、子育て支援活動を行う団体などと連携し、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

## 6. 子ども等の安全の確保

### ■これまでの取組

矢巾っ子すくすくネットワーク会議を開催し、防犯関係団体とともに犯罪の発生しにくいまちづくりを行っています。

平成 30 年からは紫波警察署と連携してこども園における不審者対応訓練を実施しており、園児に対して「いかのおすし」や鍵かけの重要性に関する講話や施設職員に対する護身術やさすまたの使用方法等の説明を実施しました。

防犯対策事業として、毎年、新入学児童全員に防犯ブザーを配布し、犯罪被害抑止を図ってきました。

交通安全に関しては、毎年、交通指導隊による交通安全教室を実施しているほか、令和元年度の新たな取り組みとして、子どもを含めて幅広い世代が楽しめる交通安全フェスティバルを開催し、「わたりジョーズ君」などの体験型交通安全資機材を活用して、子どもの交通安全意識の高揚を図りました。

未就学児童交通安全対策会議を開催し、交通安全危険個所の現場点検を実施しました。

反射材タスキを町内全小学生に配布し、児童の交通安全意識の高揚と交通事故被害抑止を図りました。

登下校時のスクールガードによる見守りや防犯教室、矢巾町学校警察連絡協議会による長期休業中の防犯パトロールなどを実施し、防犯意識の向上に努めました。

### (1) 子どもの交通安全を確保する・犯罪等の被害から守るための活動の推進

#### ①現状と課題

子ども及び子育て家庭の交通安全確保は重要な課題です。主要幹線道路の整備に伴う交通量の増加を見据え、子ども及び子育て家庭の交通安全確保のため、体験型交通安全資機材を活用して、子どもの交通安全意識の高揚を図る啓発活動の強化に努めます。

犯罪から子どもを守るために、地域での自主的な防犯体制の充実や、警察など関係機関との連携強化、被害児童へのケアなどを行うことが必要となっています。

#### ②施策の方向

今後も継続して活動を実施していくとともに、防犯・交通安全それぞれの関係団体との連携を図り、効果的な活動を展開するため創意工夫していきます。

引き続き、スクールガードによる見守りや防犯教室、矢巾町学校警察連絡協議会による防犯パトロールを行い、犯罪の未然防止、防犯意識の高揚を図ってまいります。

## 7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

### ■これまでの取組

児童家庭相談窓口を設置し、相談体制の整備に努めました。

児童虐待を防止するため、児童虐待防止月間に合わせて周知及び啓発活動を行いました。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### ①現状と課題

ニーズ調査によると、「子どもを叱りすぎているような気がする」とについて悩み等がある就学前児童を持つ保護者は 28.0%、小学生 35.9%となっています。また、保護者の5割以上（就学前児童 51.2%、小学生 53.8%）が子育てに関し不安感や負担感を抱いており、こうした不安感が核家族化のもとで内にこもり児童虐待等に結びつくことが懸念されます。

岩手県福祉総合相談センターと連携して、児童虐待の早期発見・早期対応が必要となっています。

#### ②施策の方向

令和2年度から子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童及びその家庭並びに妊産婦の福祉について、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行ってまいります。

児童虐待防止月間に合わせて児童虐待防止について、周知及び啓発活動を行ってまいります。

## (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

### ①現状と課題

ひとり親家庭は年々増加しており、平成 27 年の国勢調査では 851 世帯と 20 年前の平成 7 年（459 世帯）の 1.85 倍となっています。平成 27 年では親族世帯のうちひとり親世帯は 11.9%を占めています。

ニーズ調査では、ひとり親の月ごとの収入額を見た場合、就学前児童の保護者では 48.7%が、小学生の保護者では 61.3%が 15 万円未満となっています。

子どもの健全育成のためにも、経済的支援のほか就労支援、キャリア形成のための支援などを含め、ひとり親家庭が自立した生活を営めるような支援が求められています。

### ②施策の方向

ひとり親家庭の自立支援のため、引き続き、保育施設や放課後児童健全育成事業の利用に際しては、優先的に利用できるよう配慮を行い支援してまいります。

児童扶養手当については、引き続き、対象になると思われる方に対して、積極的に事業の周知と説明を行ってまいります。

## (3) 障がい児施策の充実等

### ①現状と課題

地域内の障がいを持つ児童生徒の受け入れ体制は小学校で 10 クラス、中学校では 4 クラス、また町内へ県立療育センター及び盛岡となん支援学校が整備されるなど、今後ともそれを維持していく必要があります。

「第 5 期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画 第 1 期矢巾町障がい児福祉計画」（平成 29 年度）では、障がいのある子どもが学ぶための環境について望ましいことは「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導をすること」が 85.7%、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実させること」71.4%についてニーズが高くなっています。また、相談について困っていることは「誰に相談していいかわからない」「相談しても満足のいく回答が得られない」が各 28.6%と多くなっています。

### ②施策の方向

障がい児の保育施設等への受け入れについては、引き続き、施設と連携を図り、確保と適切な支援を行ってまいります。

また、相談体制については、学校や通所先、役場関係課のほか紫波地域障がい者基幹相談支援センターなどで相談体制の充実に努めます。

## 第6章 計画の推進と進行管理

### 1. 計画の達成状況の点検・評価

計画の実効性を確保するためには、定期的な点検・評価を行うことが重要です。

そのため、庁内の担当課として福祉・子ども課が年度ごとに個別事業の進捗状況を整理し、矢巾町子ども・子育て会議において、個別事業の点検・評価を行います。また、計画に定めた量の見込みが実績値と乖離している場合など、必要に応じた計画の見直しを行います。

### 2. 計画推進体制

子育て支援に関する施策・事業も多岐にわたっています。このため、子育て支援関連分野の部署だけでなく、他の関連分野の部署、関係する行政機関との庁内横断的な体制を構築することにより子育て支援を推進します。

また、多様化した子育てニーズに対応するため、子育て支援に関係する団体、個人との連携を密にし支援等を推進するとともに、広域利用のニーズにも対応できるように近隣自治体との連携を図ります。

## 資料編

## (1) 矢巾町子ども・子育て会議

平成 25 年 9 月 3 日

条例第 14 号

矢巾町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、矢巾町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事)

第 6 条 子ども・子育て会議の運営を補助する目的をもって幹事若干を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉・子ども課において処理する。

(平 27 条例 34・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の公布以後、初めての委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成27年12月22日条例第34号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 矢巾町子ども・子育て会議委員

任期 平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

氏名	団体名	役職	選出区分
小笠原 安 和	矢巾町校長会	会 長	学識経験者
伊 東 宗 行	一般財団法人紫波郡医師会	理 事	
原 勝 雄	盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課	課 長	
藤 原 義 一	社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会	会 長	事業に従事する者
藤 原 祐 子	矢巾町保育協議会	会 長	
半 澤 久 枝	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご	理事長	
菊 池 京 子	幼保連携型認定園こども園矢巾中央幼稚園・矢巾中央保育園	園 長	
吉 田 幸 子	矢巾町P T A連絡協議会	会 長	保護者
菅 原 英 真	矢巾町保育園保護者会連絡協議会	会 長	
高 野 美 恵子	矢巾町母子福祉協議会	会 長	
細 川 章	矢巾町コミュニティ会長連絡協議会	会 長	その他
山 下 由美子	矢巾町民生児童委員協議会	会 長	
吉 田 美知子	矢巾町商工会女性部	部 長	

